

いつもあなたのそばに



# Disclosure 2023

---

JA岩手県信連の現況





## CONTENTS

|                              |    |
|------------------------------|----|
| トップメッセージ                     | 2  |
| <b>1. JA岩手県信連をご理解いただくために</b> | 3  |
| 経営方針                         | 4  |
| JAグループ・JAバンクシステム             | 6  |
| 事業の概況                        | 9  |
| 地域貢献情報                       | 15 |
| <b>2. 取扱業務のご案内</b>           | 25 |
| 貯金業務のご案内                     | 26 |
| 融資業務のご案内                     | 28 |
| 為替・証券業務のご案内                  | 30 |
| その他サービスのご案内                  | 32 |
| 手数料のご案内                      | 33 |
| <b>3. 財務内容のご報告</b>           | 35 |
| 財務諸表                         | 36 |
| 役員等の報酬体系                     | 52 |
| 経営指標                         | 54 |
| 損益の状況                        | 55 |
| 貯金業務の状況                      | 58 |
| 貸出金業務の状況                     | 59 |
| 有価証券等の状況                     | 64 |
| 為替・受託貸付金業務の状況                | 67 |
| 自己資本比率の状況（単体）                | 68 |
| <b>4. コンプライアンス等への取り組み</b>    | 83 |
| コンプライアンスへの取り組み               | 84 |
| マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応    | 85 |
| 利用者保護への取り組み                  | 86 |
| 利益相反管理方針の概要                  | 87 |
| 個人情報保護への取り組み                 | 88 |
| 金融ADR制度への対応                  | 89 |
| 金融円滑化への取り組み                  | 90 |
| 内部監査体制及びリスク管理体制              | 91 |
| <b>5. 当会のプロフィール</b>          | 93 |
| 組織図・職員数                      | 94 |
| 役員                           | 95 |
| 店舗・会員数等                      | 96 |
| 当会のあゆみ                       | 97 |
| <b>6. 索引</b>                 | 98 |

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
 ※計数は、原則として単位未満を切り捨ててのうえ表示していることから、増減などが表示上の計算と一致しない場合があります。  
 ※構成比は100に調整しております。

## トップメッセージ



経営管理委員会会長  
**伊藤 清孝**



代表理事理事長  
**荒木田 裕樹**

みなさまには、平素より私ども岩手県信用農業協同組合連合会（愛称「JA 岩手県信連」）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の業務運営方針や令和4年度の業績及び業務内容をご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA 岩手県信連の現況」を作成いたしました。ぜひご高覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当会は昭和23年の創立以来、農業専門金融機関並びに地域金融機関として、岩手県農業の維持・発展及び地域のみなさまに食の安全と安心をお届けすることを金融面からサポートするとともに、地域のみなさまの生活向上に資するべく幅広い金融サービスの提供に努めてまいりました。

さて、令和4年度の国内経済は、国内景気が緩やかに持ち直す一方で、出口の見えないウクライナ情勢及びエネルギー・食料価格の高止まりやサービス価格への波及、主要国の急激な金融引締め等を背景として欧米を中心に景気後退懸念も根強く、先行き不透明感が増しております。また、昨年12月に日本銀行が金融調節の方法を見直したことに端を発し、国内長期金利が上昇するなど金融市场が大きく変動いたしました。

農業を取り巻く情勢においても、需要増等から高水準で推移していたエネルギー価格及び資材価格がウクライナ危機の勃発で更に上昇し、今なお農業経営や生産現場に深刻な影響を及ぼしております。食料安全保障の確立、環境への影響、農村振興及び持続可能な農業経営の実現、コスト上昇に見合う合理的な農産物価格の形成に基づく安定供給などを主要課題とする「食料・農業・農村基本法」の見直し議論が本格化しているものの、資材価格の高止まりや調達難は継続しており、足元の農業経営は引き続き厳しく深刻な状況にあります。

こうした情勢下、当会は第19次経営3か年計画の初年度として、

1. JAバンク岩手中期戦略達成に向けたJA指導の実践
2. 更なる農業融資強化による農業・地域への貢献
3. 持続可能な経営基盤の確保に向けた取り組み

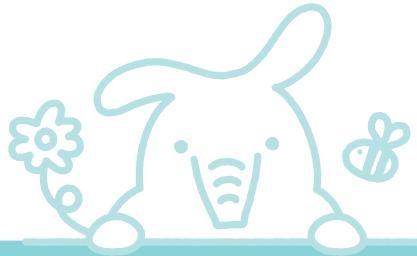
の3項目を基本戦略に掲げ各種の施策に取り組んでまいりました。

今後とも、「持続可能な岩手農業の確立」と「農業・くらし・地域への金融仲介機能の発揮」に向けて、JAグループの一員として取り組んでまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

令和5年7月

経営管理委員会会長 **伊藤 清孝**  
代表理事理事長 **荒木田 裕樹**

# 1



## JA岩手県信連を ご理解いただくために

---

|                    |    |
|--------------------|----|
| 経営方針               | 4  |
| JA グループ・JA バンクシステム | 6  |
| 事業の概況              | 9  |
| 地域貢献情報             | 15 |

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 経営方針

1  
JA岩手県信連をご理解いただくために  
経営方針は、将来進むべき方向性を示すもので、価値観の拠りどころとしての「経営理念」と理想とする将来像としての「基本目標（ビジョン）」からなります。私どもは、この経営方針のもと経営活動を遂行してまいります。

### 経営理念

私たちにとって目的は何か、最も大切なものは何か、どのように行動すべきか

#### ～存在意義として～

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、  
JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、  
併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

#### ～経営姿勢として～

私たちは、JAバンクの一員として、  
コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

#### ～行動規範として～

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

## 基本目標

経営理念の実現に向けた3か年で目指す姿（第19次経営3か年計画における基本目標）

再編後のJA店舗が効果的かつ効率的に運営されているとともに、収支改善・向上につながっている。

JAと連携し、農業法人・食品関連等の地場企業を対象とした貸出強化・事業成長支援に取り組み、食と農に根ざした金融機関として農業・地域の活性化に貢献できている。

安定的な利回りの確保に向けたアセットアロケーション（資金の最適配分）の構築とリスクガバナンス態勢が確立されている。

人材育成・働き方の見直し等の取り組みにより、一層の業務効率化と県域機能が発揮されている。

## 基本戦略

基本目標達成のための戦略の柱

JAバンク中期戦略達成に向けたJA指導の実践

更なる農業融資強化による農業・地域への貢献

持続可能な経営基盤の確保に向けた取り組み

● JA岩手県信連をご理解いただくために

# J A グループ・JAバンクシステム

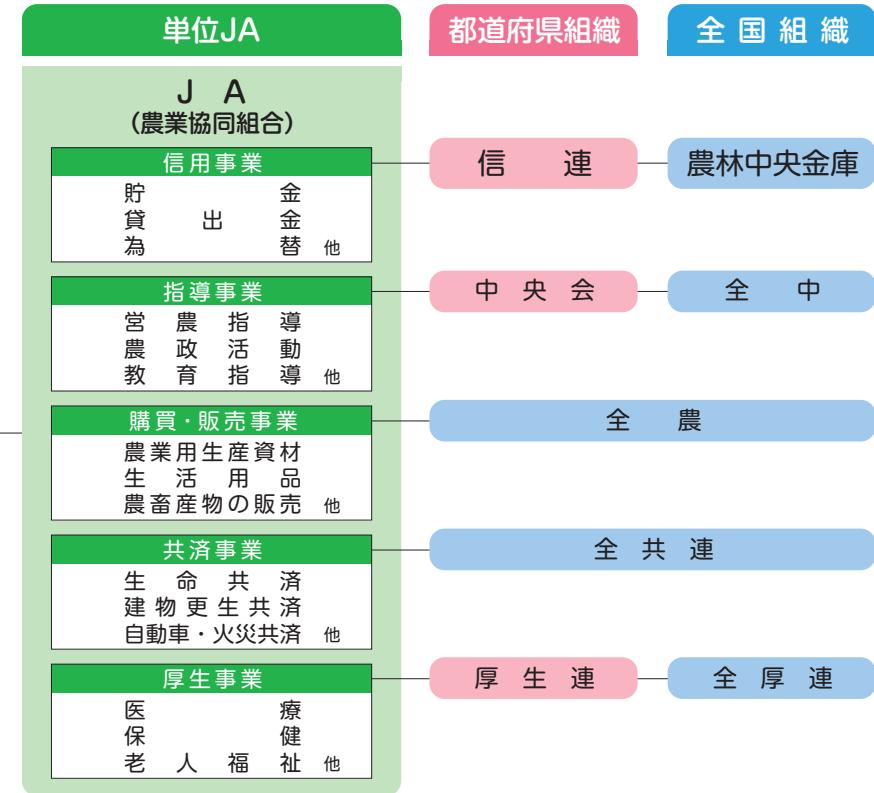
## J A グループの概要

J A グループは、「単位JA」と「都道府県組織」及び「全国組織」により構成されています。都道府県組織及び全国組織は、総合事業を営む単位JAの業務をサポートする役割を担っています。

J A グループがこのような組織形態となっているのは、協同組合活動はお互いに助け合い共に向上去していくこうという「相互扶助」の精神に基づくものだからです。当会もこの「相互扶助」の精神に基づき、JA組合員をはじめ地域のみなさまに気軽にご利用いただける、親しみあるJAバンクを目指してまいります。

### ● J A グループの概要

組合員  
及び  
地域のみなさま



岩手県内7JA64店舗\*  
(信用事業を営むJA)

(令和5年6月30日現在)  
※本所・本店を含み同一建物内の店舗を1とする。

## J A バンク シス テ ム

平成14年1月に施行された再編強化法\*に基づく「JAバンク基本方針」に則り、全国段階では農林中央金庫に「JAバンク中央本部」を、県段階では当会の中に「JAバンク岩手県本部」を設置し運営しております。

これは、「破綻未然防止システムによるJAバンク会員の経営健全性確保」と「スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す一体的事業運営」を2本柱とする「JAバンクシステム」を確実に運営していくための仕組みです。

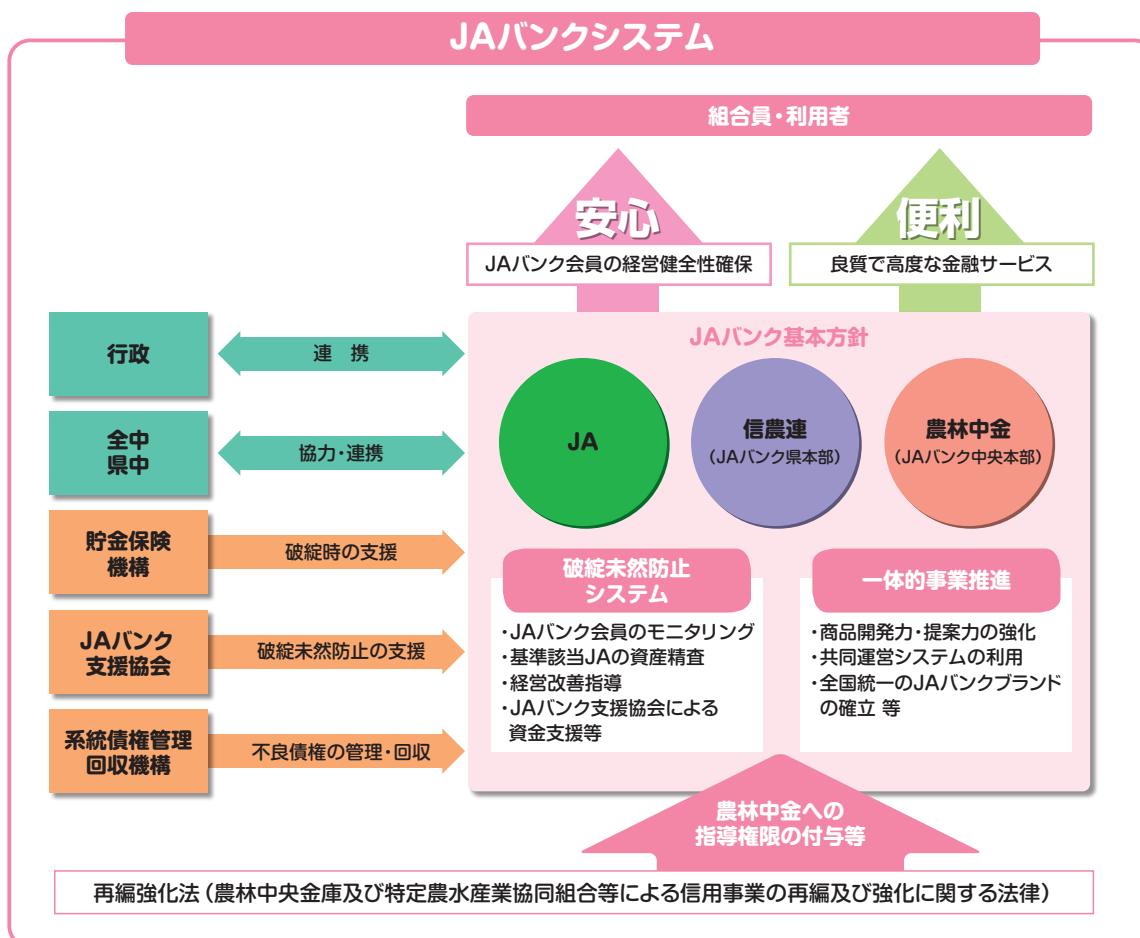
JAバンク岩手県本部の取り組みとしては、個々のJAの財務状況、業務体制などにチェック（モニタリング）を行い、経営上の問題点の早期発見に努めるとともに、モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAに対する経営改善指導などを行います（破綻未然防止システム）。これにより、より効果的で健全性の高い経営を目指しております。

\*再編強化法とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。

(正式名称：「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」)

### 《JAバンクシステムの仕組み》



## 「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。

まず、公的制度である「貯金保険制度」があります。

さらに、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金<sup>(\*)</sup>」があります。

この2つの仕組みによって組合員・利用者のみなさまにより一層の「安心」をお届けいたします。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

### JAバンク・セーフティーネットの仕組み

#### 貯金保険制度

貯金者を保護するための  
国の公的な制度

JAバンク支援基金  
(全国財源)  
+  
JAバンク支援積立金  
(県域財源)

JAバンク独自の  
支援制度

#### 貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などが加入しています。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」(銀行・信金・信組・労金などが加入)と基本的に同じです。

なお、貯金保険機構の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

#### JAバンク支援基金等

JAバンクの健全性維持を支援するため、JAバンク独自の取り組みを行っています。全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要な支援(資本注入など)を行います。また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 事業の概況

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の落ち着きや感染症法上の見直しによる回復期待、半導体不足の緩和などから国内景気が緩やかに持ち直す一方で、出口の見えないウクライナ情勢及びエネルギー・食料価格の高止まりやサービス価格への波及、主要国の急激な金融引締め等を背景として欧米を中心に景気後退懸念も根強く、先行き不透明感が増しております。

農業分野では、高水準で推移していたエネルギー価格及び資材価格がウクライナ危機の勃発で更に上昇し、今なお農業経営や生産現場に深刻な影響を及ぼしています。また、食料安全保障の確立、環境への影響、農村振興及び持続可能な農業経営の実現、コスト上昇に見合う合理的な農産物価格の形成に基づく安定供給などを主要課題とする「食料・農業・農村基本法」の見直し議論が本格化しているものの、資材価格の高止まりや調達難は継続しており、足元の農業経営は引き続き厳しく深刻な状況にあります。

このような情勢のもと、当会は、JAバンク岩手の持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、JAの農業融資伸長に向けた出向く体制づくりや個人貯金増強に向けたキャンペーンの企画・実践、利用者接点の再構築に向けた対応などに取り組みました。

以下に令和4年度の主な事業の概況について報告します。

### 当会の 事業概要と 業績

第19次経営3か年計画の初年度として、JAの農業融資伸長に向けた出向く体制づくり支援や同行訪問、資材価格高騰対策としてのJAバンク助成事業、個人貯金の増強に向けたキャンペーンの企画・実践、利用者接点の再構築に向けた対応、人材育成サポートや制度改正に対応しました。

また、令和4年8月に発生した大雨被害に対し「JA岩手県五連気象災害対策本部設置要領」の利子補給（当会・各連・JAによる利子補給）を実施し、借入者の金利負担をゼロとする支援を行ったほか、JAバンク助成事業を立ち上げ、資材価格低減等に向けた取り組みを行うJAを後押しするため、JAが負担する事業費用の助成事業を展開しました。

JA経営面では、「JAいわてグループ共通の取り組み」に基づき、各JA・関係機関と連携し、JA計画の達成に向けて進捗管理や対応検討を支援しました。

経営数値面では、効率的な資金運用に努め、会員JA等に対する奨励金約34億円（JAに対する推進奨励含む）を還元したうえで、665百万円の当期剰余金を計上することができました。

各業務については、以下のとおりです。

## 金融推進業務

JAバンク岩手の農業メインバンク及び生活メインバンク機能発揮のため、以下のとおり取り組みました。

### ① JA貯金等

地域のみなさまに選ばれ成長し続ける「JAバンク」の実現を目指し、「夏期・年末特別推進運動」や新生活を応援する「春期特別推進運動」の企画推進のほか、年金受け取りサービスの推進運動、社会保険労務士による無料年金相談会を県内全地域で開催し、地域のみなさまの相談ニーズに応えました。その結果、年間平均残高では1兆1,422億円となり、1兆円台を確保しました。

また、クレジット機能を搭載し利便性に優れたJAカード一体型（IC キャッシュカード+クレジットカード）の普及に努めたほか、JAバンク優遇プログラムとして、コンビニATMの取扱手数料等の各種手数料を優遇するサービスを継続しました。

### ② JA貸出金

JAが展開する「出向く活動」の強化に向けて、農業法人アプローチ先や大規模農業者に対する訪問活動に加え、農機具販売店及び県内行政機関（市町村・農業改良普及センター）への訪問活動をJAバンク岩手農業金融センターの職員が同行訪問し支援を行っております。

また、「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPRや、農林中央金庫との提携による「JAバンク利子補給事業」の活用による融資推進を展開するとともに、「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」の開催を通じた情報提供を行い、「農業担い手」の支援に取り組みました。各種ローンについては、住宅ローンやマイカーローン等の統一推進運動、ネットローンキャンペーンを展開し、地域のみなさまの資金ニーズに応えました。

平成24年度から業務を開始している特定信用事業代理業については、JAバンク岩手ローンセンターによるハウスメーカーに対するJA住宅ローンの営業活動を行い、各JAに住宅ローン案件を媒介（紹介）しました。

### ③ JA指導

JAのガバナンス強化及び信用事業計画の達成に向けて、各JAの月次・半期実績検討会に参画し、事業計画や各種推進項目の進捗管理、課題等への対策の支援及び指導を行いました。

また、JA指導方針を策定し、利用者接点再構築の考え方を踏まえた目標管理型信用事業の取組強化に向けた店舗別・担当者別目標管理・行動管理の方法や店舗別収益管理、総体的なリスク量管理（金利リスク、信用リスク等）について指導を行うなど、JA毎の特性を踏まえた体制強化・推進指導による信用事業のマネジメント強化に取り組みました。

さらに、JAバンク基本方針に基づく財務モニタリング、体制整備モニタリングを実施し、これらを通じてJAの経営状況及び体制整備状況等を把握することで、経営改善指導、事務リスク管理態勢の整備指導を行いました。

また、事務処理水準の維持と更なる向上を目指し、JAの事務指導部署と連携して自店検査の定着状況の確認・支援及び事務処理水準の確認・指導を行うことで、「事務管理態勢の整備・強化」に取り組みました。

加えて、「貸出強化支援プログラム」や県中央会・全農県本部と連携した「営業・経済事業の成長・効率化プログラム」などの全国プログラム導入JAに対し継続支援を行うことで、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組みました。

### ④ JA信用事業の人材育成

JAバンク岩手中期人材開発計画に基づき、自律変革型人材（リーダー）の養成と階層別の能力開発及び利用者から選ばれ信頼される人材育成をめざし、各種研修を体系化し実施しました。

専門的知識を有する職員の早期育成策として、平成23年度より導入した「資格認証制度」については、新たに延べ21名を認証し、認証者数は延べ254名となりました。

研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレビ会議・WEB会議システムによる研修を開催しました。

また、農業経営者からの専門的な相談に対応できる職員の育成に力を入れており、平成21年度から「農業経営アドバイザー」資格の取得を積極的に進めております。資格取得者は令和5年3月末時点において154名となり、さらに難関である「農業経営上級アドバイザー」資格についても、これまでに1名が取得しております。

## 貯金業務

会員、准会員、個人からの貯金預入により、期末残高では8,104億円（前年度比6億円減少）、年間平均残高では8,290億円（同44億円増加）となりました。

## 融資業務

会員、准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、地方公共団体等に対する融資を行いました。地方公共団体への融資残高減少もあり、期末残高では1,495億円（前年度比67億円減少）、年間平均残高では1,534億円（同69億円減少）となりました。

また、農業近代化資金などの各種制度資金にも対応し、令和4年度の農業資金新規取扱額は19億円となりました。

## 為替・決済業務

為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、利用者へのサービス強化に努めるとともに、JAに対する国庫金振込にかかる事務検査等を行い、事務処理の向上を図りました。

また、手形交換所の廃止に伴う電子交換所への移行を行いました。

## 余裕金運用業務

預け金については、安全性と流動性を確保することに重点を置いて、系統預け金を中心とした資金運用を行い、期末残高では5,085億円（前年度比60億円減少）、年間平均残高は5,310億円（同25億円減少）となりました。

金銭の信託等を含む広義の有価証券については、債券を中心とした運用を行い、期末残高では1,899億円（同49億円増加）、年間平均残高では1,882億円（同127億円増加）となりました。

## 受託業務

日本政策金融公庫資金（農林水産事業）は、認定農業者等を対象とした貸出に対応した結果、新規貸出実行額は8億6千万円となりました。

住宅金融支援機構資金では、取扱開始から12年目となった東日本大震災の被災者に対する災害復興住宅融資は、防災集団移転促進事業での住宅再建が進み、新規貸出はありませんでした。

## 電算情報業務

全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、利用者のみなさまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスの提供に努めました。

## 持続可能な JA経営基盤 の確立・強化 に向けた 取り組み

JAいわてグループは、令和3年12月、従来の自己改革の取り組みを継続しつつ、現状の農業・地域社会・JAをめぐる情勢や課題を踏まえ、中長期（10年後）を見通したJAいわてグループが共通かつ優先的に取り組むべき方針を設定のうえ、主要な取り組みとして、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤強化」「協同組合としての人づくり」「食・農・地域・JA」にかかる国民理解の醸成」を5つの柱と位置づけ、組織をあげて取り組んでいくこととしました。

当会においては、JAにおける農業経営コンサルティングの取り組み支援や出向く体制の強化・高度化をサポートするなど、金融仲介機能の発揮に取り組むほか、JAのライフプランサポート実践に向けた体制づくり・人材育成・商品提案にかかる支援、デジタルツールの普及及び店舗再編後の利用者接点のあり方を検討し、JAの実践について支援することとしています。

以下に、JAバンク岩手の主な取組内容を紹介します。

### 1. 農業所得増大と地域活性化への取り組み

#### (1)「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」の実践

##### 農業者の所得増大に資する施策と予算措置

###### 保証料助成事業

当会及び全国財源を活用した予算措置により、設備投資や農業機械等の購入にかかる農業資金借入の際の保証料助成を行い、農業者の財務負担軽減・経営安定化対策を実施しています。

JAまたは信連から農業近代化資金、担い手強化資金、アグリマイティー資金の農業資金を借り入れ、農業信用基金協会の債務保証料を一括前払いにて支払った借入者に保証料の全額を助成するもので、農業者の借入負担の軽減を図ることにより、農業経営の安定化を図ります。

**JAいわてグループ農業担い手サポート事業 農業資金保証料助成のご案内**

JAでは農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、下記の農業資金の借入にかかる保証料の金額を助成いたします！

**保証料負担 0円**

**対象農業資金**

- ・農業近代化資金
- ・アグリマイティ資金
- ・担い手強化資金

**事業実施期間**

2022年4月1日～2023年3月31日

**対象者**

対象農業資金を期間内に借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方

**お問い合わせ**

JAいわてグループ農業担い手サポートセンターまで  
TEL: 019-626-8704 フax: 0120-025271

**JAいわてグループ農業担い手サポート事業 農業近代化資金の保証料助成**

JAでは農業者の皆さまの借入負担を軽減するため、農業近代化資金の借入にかかる保証料の金額を助成いたします！

**金利・保証料負担 0円**

**事業実施期間**

2022年4月1日～2023年3月31日

**対象者**

農業近代化資金を借入れ、岩手県農業信用基金協会の保証料を一括前払いにて支払った方

**お問い合わせ**

JAいわてグループ農業担い手サポートセンターまで  
TEL: 019-626-8704 フax: 0120-025271

## (2) 営農・経済事業の成長・効率化プログラムの導入・支援

県中央会・全農県本部と連携して、全国プログラムである「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を導入している2JAに対し継続支援を行い、営農経済事業の収支改善や事業の効率化に取り組みました。

## 2. JAによる組合員への訪問活動強化に資する環境整備への取り組み

### (1) テレビ会議・WEB会議システムの活用

会議や研修会・勉強会、各種説明会の効率化を図るべく、テレビ会議システムをより有効に活用するとともに、WEB会議システムの導入を進めました。研修頻度を上げることができるほか柔軟な開催ができるため、人材育成の面での効果も期待できます。

新型コロナウイルス感染防止対策が図られ、研修参加者の増加につながりました。



WEB会議の様子

### (2) タブレット端末の継続活用・機能強化支援

組合員等利用者のライフステージやニーズにあわせた最適な金融商品の提案や、高品質な金融サービスの提供により、現場営業強化や顧客満足度向上を図るべく、推進ツールとしてのタブレット端末を県内JA全涉外担当者に導入しております。タブレット端末を活用することで、涉外担当者の事務効率化・省力化及び利用者総合情報の活用による的確な商品サービス提案に役立てています。

## 3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献への取り組み

### (1) 移動店舗の運行

店舗統廃合によるサービス低下や災害時における臨時店舗機能を具備するため、会員JAが移動店舗を導入する支援を行っております。

令和4年度末現在では、JA新しいわて、JAいわて花巻、JA岩手ふるさと、JAおふなと、JAいわて平泉の5JAにおいて運行しており、地域のみなさまへの金融サービスの提供を通じた地域貢献に取り組んでおります。



JAいわて平泉移動店舗「このみん号」

### (2) JA店舗運営等の体制構築支援

店舗・ATMの再編検討・実施及び再編後の組合員・利用者の利便性、満足度向上に向けた体制構築を支援しました。

### (3) JAバンクアプリの機能追加

通帳等の発行に代えて、JAバンクアプリにより貯金口座の残高・入出金明細等を確認できる「通帳レス口座」機能を追加しました。この機能をご利用いただくことで、通帳記帳が不要となり、入出金明細が最大10年間分閲覧可能となるなど、利便性が大きく向上しております。

JAバンクアプリ上での切り替えや店舗窓口での口座開設時の選択により、通帳レス口座をご利用いただけます。



#### (4)ネットバンクの機能追加

新たにJAネットバンクを機能改善し、新規申込みから利用開始まで最短2日必要であった期間が、新規申込みの当日にJAネットバンクが利用できるように短縮しました。



#### (5)JAファンの拡大・新たな利用者の開拓

農業応援金融商品の企画・販売による県産農畜産物の消費拡大や消費者と生産者をつなぐサービス提供の一環として、県下統一の貯金キャンペーンでは県産ブランド米「銀河のしづく」「金色の風」等を活用し運動を展開しました。各JAにおいても独自でキャンペーンを企画し、JAならではの特産物を特典とした商品の販売を実施しました。

また、JA直売所の利用者拡大を図るとともに、農業者の所得向上に資する取り組みとして、JA直売所でのJAカード利用5%割引を展開しました。

#### (6)地域貢献への取り組み

高齢者や子どもたち向けの各種イベントに加え、組合員等に対する資産活用相談や相続相談機能を強化するために、各種セミナーを実施しております。

### 4. JAバンク岩手の取り組みにかかる広報・PR活動の強化

JAバンクのキャラクター「よりぞう」のPRの一環として、県下統一のキャンペーンでよりぞうグッズを活用したほか、JAバンク公式よりぞうSNS（Twitter、LINE）をリリースし、定期情報発信を開始しました。

また、岩手県内の農業者の取り組みを「未来農業創造人」として取り上げ、当会ホームページでの紹介やYouTube動画の掲載により、岩手の農業の魅力発信・PR強化に取り組んでいます。



JAの組合員のみならず、広く地域のみなさまにサービス内容をご理解いただき有効にご利用いただくために、これまで以上に広報・PR活動を強化するとともに、マスメディアに対しても広くリリースすることによってJAグループへの理解向上に努めます。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

## 地域貢献情報

### [地域への貢献]

当会は、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

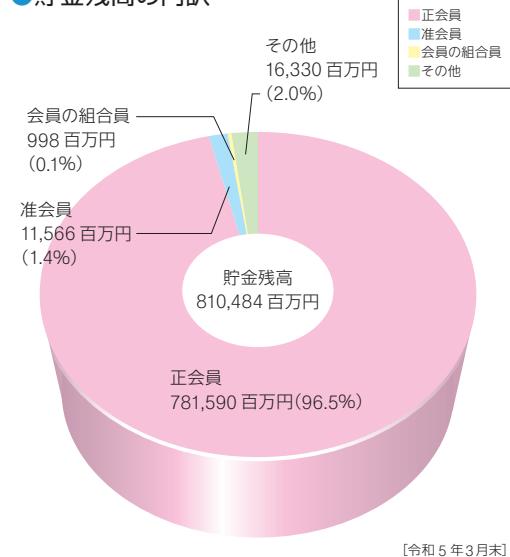
当会は、農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

### 地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員や地域のみなさまからの大切な財産である貯金を源泉としております。

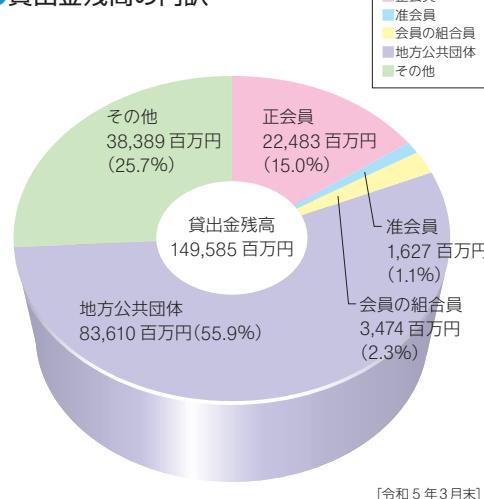
#### ●貯金残高の内訳



### 地域への資金供給の状況

当会では、会員・准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにも様々な用途の資金をご用意し幅広い融資を行っております。

#### ●貸出金残高の内訳



## 金融商品・サービス提供による地域貢献

JAバンク岩手では、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供による地域貢献への取り組みとして、県産農畜産物の消費拡大につながる下記商品等の取り扱いを実施しました。

### 「JAバンク岩手サマー・ウインター・春の新生活応援キャンペーン」

令和4年6月～7月及び11月～12月の期間、定期貯金・定期積金を対象としたキャンペーンを実施しました。

また、令和5年1月～5月の期間、「春の新生活応援キャンペーン」を実施し、新たに給与振込口座をJAにご指定いただいた方にもれなく「QUOカード1,000円分」を、さらに「JAネットバンク」「JAバンクアプリ」「JAカード」のいずれかのお取引をご成約の方に、岩手県産米「金色の風」「銀河のしづく」「ひとめぼれ」のパックご飯をプレゼントし、お客様からご好評をいただきました。



サマーキャンペーン



ウインターキャンペーン



春の新生活応援キャンペーン

### 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」

私たち岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、協同組合精神のもと地域金融機関として、県内JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域社会の発展に貢献することを理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者のみなさまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を設定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 当会では、長期投資に適した投資信託の厳選した商品ラインアップ（JAバンクセレクトファンド）により、社会情勢やお客さまの多様なニーズにお応えするための商品をご提供しております。また、当会では農林中央金庫がJAバンクセレクトファンドを対象に半期ごとに実施している定期モニタリングの評価を参考とし、お客さまのニーズに合った商品を取り入れています。なお、パフォーマンスが芳しくない場合は取り扱いを行わない等、新規商品検討委員会で商品ラインアップの見直しを行うこととしております。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 当会では、「適合性の原則」に基づき、お客さまの金融知識・投資経験・財産状況及び投資目的に照らし、ご意向確認書等の活用によりお客さまと十分に対話をしたうえで、ニーズに沿った適切な商品をご提案します。また、お客さまの最適な資産形成のため税制優遇制度「つみたてNISA」や「iDeCo」等を取り扱い、長期・積立・分散投資を推奨いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、「資産運用ガイダンス」や「セレクトファンドマップ」等を活用し、取扱ファンドの特徴、購入後の元本が保証されないリスク等に関して分かりやすくご説明し、お客さまの購入ファンド絆込みが少しでも容易になるよう心掛けます。また、お客さまにご負担していただく手数料に関しても目論見書等を活用し、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めます。

#### 3. 利益相反の適切な管理

(1) 当会では、商品内容や重要情報を分かりやすくご提供することを目的とした「重要情報シート」を活用してご説明しております。また、お客さまへの商品提供や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切な管理を行います。

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 当会では、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築するため、各種研修の受講や勉強会の実施、FP資格の取得に取り組みます。

## 「JAネットローンキャンペーン」

24時間365日インターネットで気軽に仮申込みができる身近で便利なJAネットローンをお客さまにご利用いただくため、令和4年7月～令和5年4月まで「JAネットマイカーローンキャンペーン」を、令和4年10月～令和5年4月まで「JAネット教育ローンキャンペーン」を実施しました。

## 新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた対応

### 「JAバンク岩手の取り組み」

JAバンク岩手では、組合員・利用者のみなさまの健康・安全を最優先に、新型コロナウィルス感染防止対策に取り組むとともに、金融サービスの提供を続けるため、飛沫防止のアクリル板の設置、職員の常時マスク着用、手洗い・消毒など様々な対策を実施しております。

また、農畜産物の価格下落や販売減少等により影響を受けている組合員等農業者のみなさまの資金相談に対応するため、フリーダイヤルを設置しました。



### 「当会の取り組み」

当会内に「JA岩手県信連新型コロナウィルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウィルス感染症対策事業継続計画（BCP）を策定するとともに、最優先業務の抽出及び最低要員を取りまとめ、当会におけるスプリットチームを編成して新型コロナウィルス感染症対策に取り組んでおります。また、当会主催の会議・行事については、WEB会議による開催を実施したほか、時差勤務やエチケット向上（マスク着用、うがい、手洗い、手指消毒等）、アクリル板の設置、事務所内の換気、検温の励行等の対応を徹底するなどお客様及び役職員の安全を第一に、継続して金融サービスを提供できるよう努めました。

資金のご相談については、新型コロナウィルス感染症の影響を受けているJA組合員等農業者のみなさまや地元企業のみなさまの資金繰りのご支援ができるよう相談窓口を設置しております。

さらに、ご相談者さまの負担軽減につながる日本政策金融公庫のセーフティネット資金やアグリマインティー資金等のJAプロパー資金活用に加え、既往債務返済を支援するため、「JA農業経営維持継続資金（危機対応）」を創設しております。条件変更等のお申込みに柔軟かつ迅速に対応できるよう、お客様本位の姿勢で丁寧かつ真摯に継続して取り組んでまいります。

①農業に必要な資金のご相談、農業資金の返済に関するご相談

JAバンク岩手相談窓口：0120-025-271（フリーダイヤル）

②住宅ローン、各種ローンの返済等のご相談、生活に必要な資金のご相談

JAバンク岩手相談窓口：0120-881-931（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

## SDGs(持続可能な開発目標)の取り組み

当会は、協同組合精神のもと、「岩手の農業と地域経済の発展に貢献」「安定的で健全な経営」「信用・奉仕・創造」の経営理念に基づき、事業活動を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

なお、次項からの地域密着型金融への取り組み及び文化的・社会的貢献活動において、SDGsの目指すべきゴールを示したアイコンを記載しております。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



**SDGs(持続可能な開発目標)とは**  
Sustainable Development Goalsの略

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンタ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標。17のゴール(目標)から構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

## [地域密着型金融への取り組み]

### JAの担い手金融リーダーと連携した各種取り組み

当会では、JAの担い手金融リーダーと連携し、担い手農家や農業法人等のみなさまに対して、幅広い金融サービスや相談対応を実施しております。

また、平成23年10月には、農業経営アドバイザー資格保有者（日本政策金融公庫が実施する農業経営アドバイザー試験合格者）で構成される「JAバンク岩手アグリビジネス研究会」を発足し、担い手農家のみなさま等に対する相談対応力の更なる向上に向け、定期的に研究会を開催しております。

さらに、JAの担い手金融リーダー等の人材育成に向け、計画した各種研修会の実施に加え、担い手金融リーダー協議会を通じた担い手コンサルティング（財務分析、ビジネスマッチング等）への取り組みや、農林中央金庫による農業分野における新たな人材育成施策（集合型研修）へ積極的に参加し、知識やスキル向上に取り組みました。また、昨年度から取り組んでいる岩手県農協青年組織協議会との更なる関係構築に向け、農業体験会や借入相談体験会を4JAで開催したほか、県内外の先進農業法人や経営コンサル等を講師に招き「第10回JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」を2年振りに開催するなど、県内の農業法人等に様々な情報を提供しております。



「第10回 JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」にて



「借入相談体験会」にて



## JAバンクアグリサポート事業

当会では、JAバンクアグリ・エコサポート基金が行っている農業振興や環境保全に貢献するJAバンクアグリサポート事業を活用し、次の2つの事業を中心とした活動を通じて、岩手の農業と地域社会の貢献に取り組む活動を展開しております。

### ●農業法人に対する支援

出資による自己資本増強を通じて、農業法人の更なる発展と円滑な事業承継を支援

### ●農業及び地域社会に貢献する取り組み

JAが行う食農教育等の活動に対し、教材本贈呈・助成・情報発信等を実施



県内の水稲農家にて



## J A バンク利子補給事業



J A バンク独自の制度として、営農にかかる運転資金や農業機械等の購入時にJAから資金をお借入いただいた方に対し、利子補給を実施しております。利子補給は最大1%、最長で5年間です。



## 6次産業化への支援



「いわて食の大商談会2022」にて

農業・農林振興や6次産業化等に貢献するため、農業金融センターを中心に専門的な相談対応を行うとともに、岩手県等とともに「いわて食の大商談会2022」を主催し、ビジネスマッチングへの対応も行いました。



## 「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」及び「JAバンク利子補給事業」のPR活動

当会では、担い手農家や農業法人等のみなさまへの「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」及び「JAバンク利子補給事業」の普及拡大を目的に、JA江刺本店特設会場で開催された「2022JAいわてグループ農業機械フェア」及びツガワ未来館アピオで開催された「第75回岩手県全国農業機械実演展示会」でPR活動を行いました。いずれも3年ぶりの開催となりました。



「2022JAいわてグループ農業機械フェア」にて



「第75回岩手県全国農業機械実演展示会」にて



## 農業資金相談への対応



「新農業人フェアinいわて」にて

岩手県農業公社が主催した「新農業人フェアinいわて」に農業資金相談ブースを出展し、新規就農を目指す方へ農資金の情報提供・相談対応を行いました。



## 「アグリネットワーク2023青年の集い」の開催



「アグリネットワーク2023青年の集い」にて

仲間や先輩等との情報交換の場を提供し、レベルアップへと繋げることを目的に、若手農業者や新規就農者を対象とした交流会を、岩手県農村青年クラブ連絡協議会、岩手県及び日本政策金融公庫盛岡支店と共に開催しました。

少人数のグループに分かれ、「知りたいこと」、「学びたいこと」のテーマに沿って、先輩や仲間たちとの意見交換やグループごとの研修企画書の発表が行われました。



## 特定信用事業代理業務の取り組み

特定信用事業代理業務とは、住宅関連会社に営業活動を行い、JA住宅ローンの借入希望者をJAに媒介（紹介）することを主な業務としています。

また、住宅関連会社との連携強化の一環として研修会を実施し、知識向上の場を通してより良い提案が行えるよう取り組んでおります。



「株式会社一条工務店 盛岡ショールーム」にて

## 金融円滑化に向けた取り組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割の一つ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」といいます。）は、平成25年3月末を以って終了しましたが、金融円滑化法終了後も、金融円滑化に向けた基本方針を継続しております。引き続き、お客さまからのお借入条件等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるよう、お客さま本位の姿勢で丁寧かつ真摯に対応してまいります。



## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

## [文化的・社会的貢献活動]

### 第40回岩手県U-11サッカー新人大会(JAバンク岩手 JAバンクカップ)



「JAバンク岩手 JAバンクカップ」にて

県内79チーム参加のもと、各地で熱戦が繰り広げられました。大会40周年記念として、大会ロゴをプリントしたボールを全チームに贈呈しました。また、県産ブランド米のおにぎりと県産牛乳を配布し、県産食材を味わってもらいました。



### 岩手県協同組合間提携協議会の取り組み



「第100回国際協同組合デー岩手県集会」にて

JA岩手県五連や県生協連、JF県漁連、県森連等10団体で構成する岩手県協同組合間提携協議会では、県内の協同組合が一体となり、組合員の経済生活の向上と組織の発展に寄与することを目的として提携活動を展開しています。

令和4年度は、釜石市尾崎半島の大規模林野火災跡地の森林復興に向けた植林活動等を行いました。



### 無料年金相談会の実施

令和4年度は、6JA62店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、これから年金を受け取る予定の方や既に年金を受け取っている方の変更に必要な手続き、働きながら受け取る年金の仕組み等について、多くのみなさまの相談に応じるとともに、各種手続きのお手伝いをいたしました。



### 産学官連携の取り組み

JAいわてグループでは、岩手県農業の振興を図ることを目的に、経営力の高い先進的な農業経営者を育成するため、岩手県、岩手大学と連携し、「いわてアグリフロンティアスクール (IAFS)」を運営しています。令和4年度は、認定農業者や後継者等25名が、アグリビジネスのプロフェッショナルである「アグリ管理士」を修得すべく、経営管理や農業生産管理、マーケティング等のカリキュラムを受講されました。

令和4年度までに延べ756名が受講し、当会職員6名を含む377名が「アグリ管理士」に認定されました。



## J A バンク岩手食農教育応援事業

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、JAバンクで制作した補助教材「農業とわたしたちのくらし」を県内小学校に贈呈しました。令和5年度に向けて、岩手県教育委員会を通じ、県内291校の小学校5年生（特別支援学校含む）に、教材本13,465部、DVD 283枚を贈呈しました。

また、今年度より岩手県版食育教材本「いわての農業のなぜ？」を岩手県農協青年組織協議会と共同で制作し、県内小学校に14,433冊贈呈しました。



岩手県教育委員会への教材本贈呈



## 地域行事への参加



「盛岡さんさ踊り」(令和4年8月)

「盛岡さんさ踊り」をはじめとした地域行事に積極的に参加し、地域のみなさまとの交流を大切にしております。



## 友信会活動

友信会は、当会と融資のお取引をいただいている各企業を会員とし、金融の円滑化を図ると同時に、会員相互の親睦交流・情報交換の場を提供することを目的として運営しております。令和4年度は「感性コミュニケーション～男女脳差理解による組織力アップ～」をテーマにセミナーを開催しました。（会員数：106社 令和5年3月31日現在）



## 岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援

農業高校で学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する「岩手県学校農業クラブ連盟大会」（県学校農業クラブ連盟主催）において、「プロジェクト発表」の各部門の最優秀賞受賞校に対し、「JAバンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う生徒を後押ししております。



## 各種協議会通常総会

JAバンク岩手渉外担当者協議会は、令和4年6月に通常総会を開催し渉外活動における意識統一を図るとともに、タレントの天津木村氏を講師に迎え講演会を実施しました。また、令和4年11月には集合研修を開催し、森川あやこ氏を講師に迎え、チームワークとコミュニケーション等の重要性について学びました。



## 農作業支援の取り組み



県内農業法人での農作業風景

社会貢献活動の一環として、農業法人で人手が必要となる時期に職員を派遣し、農作業の支援を行いました。



## フードドライブの取り組み



フードドライブ寄贈品

JAいわてグループでは、地域の将来を担う子どもたちの健全な育成・支援を目的に、家庭から食品を持ち寄って、子ども食堂を運営する団体に米や缶詰などを寄贈しました。



## 障がい者福祉支援の取り組み



夢つむぎ城南にて販売している自家焙煎珈琲

職員や来客用に提供している珈琲は、社会福祉法人千晶会の夢つむぎ城南（就労継続支援B型事業）で製造している自家焙煎の珈琲豆を使用しています。利用者が「よろこび」と「生きがい」を得られるよう活動支援を行っている事業所からの商品の購入を通じて、当会でも障がい者福祉を支援しております。



# 2



## 取扱業務のご案内

|             |    |
|-------------|----|
| 貯金業務のご案内    | 26 |
| 融資業務のご案内    | 28 |
| 為替・証券業務のご案内 | 30 |
| その他サービスのご案内 | 32 |
| 手数料のご案内     | 33 |

## ● 取扱業務のご案内

## 貯金業務のご案内

会員及び地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、岩手県の収納代理金融機関をはじめ、県内市町村の指定代理、収納代理金融機関としての役割を果たすとともに、日銀歳入金復代理店として各種税金等の収納事務を通じて、広くみなさまにご利用いただけております。



| 種類                        | しくみと特色  |
|---------------------------|---|
| 当座貯金                      | 小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。   |
| 普通貯金                      | 出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。   |
| 決済用普通貯金                   | 普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。   |
| 貯蓄貯金                      | 個人の方にご利用いただけます。金利は10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の残高階層別金利でご利用いただけます。   |
| 総合口座                      | 普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。また、この総合口座に貯蓄貯金もプラスして1冊の通帳としてご利用いただくことも可能です。 |
| JA教育資金贈与専用口座              | 租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。   |
| JA結婚子育て資金贈与専用口座           | 租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。   |
| 成年後見支援貯金<br>(普通貯金)        | 個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。   |
| 成年後見支援貯金無利息型<br>(決済用普通貯金) | 個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。  |

| 種類    | しくみと特色   |
|-------|--|
| 定期貯金  | 個人の方にご利用いただけます。預入金額は、1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。   |
|       | 預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超えて10年末満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。   |
|       | 預入金額は、1,000万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1か月を超えて10年末満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。 |
| 定期貯金  | 預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。   |
| 積立型貯金 | 預込金額は1,000円以上からで、積立期間は6か月以上10年までの間でご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、満期受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。また、契約期間を2~10年とし、毎年満期金額をお受け取りできる満期分散式もご利用いただけます。  |
|       | 積立金額は1円以上からご利用いただけます。満期日を特に決めずに積立をする自由型、満期を設定の上、6か月~10年以下の期間で積立を行う目標型、また12か月以上積立を行い、20年以内の期間で定期的に満期金を受け取る年金型をご利用いただけます。  |
| 財形貯金  | お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、使いみちは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。  |
|       | お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。   |
|       | お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。                        |
| 通知貯金  | 預入金額は50,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用をご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。   |
| 譲渡性貯金 | 預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年末満でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。   |

※ 詳しくは、窓口へご相談ください。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧説は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧説に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ● 取扱業務のご案内

## 融資業務のご案内

当会では、豊富な資金量で、農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し、農業の復興・地域社会の発展に寄与できるよう、幅広いご融資を積極的に行っております。

一般企業・個人事業主のみなさまには、事業の発展に必要な設備資金をはじめ、ニーズに合わせた運転資金及び季節資金などもご用意しております。

個人のお客さまには、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・マイカーローンから、ご利用・ご返済が手軽で便利なカードローンなど、生活資金としての各種ローンをご用意しております。



### [農業関連向けご融資]

| 融資の種類                            | 資金のお使いみちなど                                      | ご融資金額   | ご融資期間  | 保証及び担保   |
|----------------------------------|---|---|--|--|
| アグリマイティー<br>資 金                  | 当会の会員のみなさま及び農業を営む方の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。       | 事業費の100%以内  | 短期資金<br>1年以内<br>長期資金<br>原則10年以内<br>但し、対象事業に応じ最長20年以内 | 原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。  |
| 受託貸付業務                           | 日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付を取り扱っております。                 |   |  |  |
| 農業近代化<br>資 金                     | 農業者等のみなさまに対して、長期かつ低い金利で農業機械等の購入、設備投資にご利用いただけます。 | 事業費の80%から100%以内   | 事業種類により<br>15年以内<br>(据置期間含)                          | 原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。  |
| 農業経営<br>改善促進<br>資 金<br>(スーパーS資金) | 認定農業者のみなさまに対して、農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。        | 原則として、<br>個人 5百万円<br>(畜産、園芸等20百万円) 以内<br>法人 20百万円<br>(畜産、園芸等80百万円) 以内 | 1年以内   | 原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。 |
| その他制度<br>資 金                     | 災害対策資金等があります。                                   |   |  |  |

## [個人向けご融資]

| 融資の種類              | 資金のお使いみちなど  | ご融資金額                | ご融資期間              | 保証及び担保                                    |
|--------------------|---|----------------------|--------------------|---|
| マイカーローン            | 自動車等の購入、修理、車検、運転免許取得費用などにご利用いただけます。                 | 10万円以上<br>1,000万円以内  | 6か月以上<br>10年以内     | 保証機関の保証をご利用いただけます。                        |
| マイカーローン<br>(残価設定型) | 自動車購入及び購入に付帯する諸費用にご利用いただけます。                        | 10万円以上<br>1,000万円以内  | 3年または5年            | 保証機関の保証をご利用いただけます。                        |
| 教育ローン              | 入学金、授業料、学費、アパートの家賃等、就学されるご子弟の教育に関する全ての資金にご利用いただけます。 | 10万円以上<br>1,000万円以内  | 据置期間を含め<br>最長15年以内 | 保証機関の保証をご利用いただけます。                        |
| カードローン             | 生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。                              | 10万円以上<br>500万円以内    | 1年（自動更新）           | 保証機関の保証をご利用いただけます。                        |
| 住宅ローン              | 住宅の新築・増改築及び土地の購入、他金融機関からのお借換えにご利用いただけます。            | 10万円以上<br>10,000万円以内 | 3年以上<br>40年以内      | ご融資対象の土地・建物の担保が必要です。また、保証機関の保証をご利用いただけます。 |
| リフォームローン           | 住宅の増改築、バリアフリー工事及び介護機器購入、太陽光発電、耐震強化工事資金等にご利用いただけます。  | 10万円以上<br>1,500万円以内  | 6か月以上<br>20年以内     | 保証機関の保証をご利用いただけます。                        |
| フリーローン             | 生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。<br>ただし、負債整理資金等は除きます。         | 10万円以上<br>500万円以内    | 6か月以上<br>10年以内     | 保証機関の保証をご利用いただけます。                        |
| 受託業務貸付             | 日本政策金融公庫等の各種資金の受託業務貸付を取り扱いしております。                   |                      |                    |   |

※ このほかにも、保証会社との提携ローン等、各種資金をご用意しております。詳しくは、窓口へご相談ください。

## [融資商品をご利用にあたっての留意事項]

ご紹介した前記融資商品の一部には、貸付実行後、市場金利の動向によっては当初ご契約した貸付利率が変更される変動金利型の商品がございます。

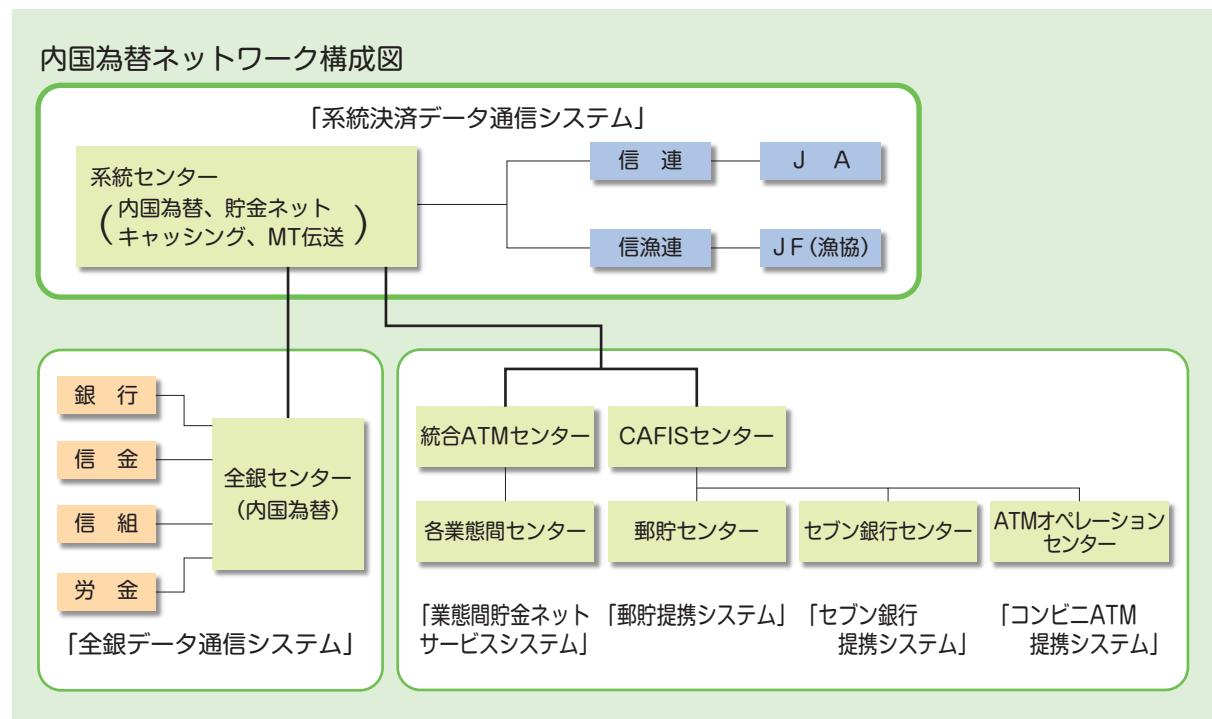
ご利用にあたりましては、十分ご留意されますようお願い申しあげます。

## ● 取扱業務のご案内

## 為替・証券業務のご案内

### [為替業務]

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網（ネットワーク）で結び、当会の窓口を通して全国のどこの金融機関にも「送金」・「振込」、手形、小切手等の「代金取立」等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を取り扱いしております。



### [国債・投信販売業務]

| 種類      | 内 容   |
|---------|---|
| 国 債     | 国が発行する債券である国債については、長期利付国債（10年）、中期利付国債（5年・2年）、個人向け国債（10年・5年・3年）の窓口販売を行っております。    |
| 投 資 信 託 | 投資信託については、投資目的、投資経験やリスク許容度に応じて商品選択できるよう、日本国内外の債券、株式、不動産など、様々なファンドの窓口販売を行っております。 |

※ 詳しくは、窓口へお問い合わせください。



## [NISA・つみたてNISA]

NISA・つみたてNISAの取り扱いをしております。NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円までの投資について、利益（売却益・分配金等）にかかる税が非課税になります。

## [iDeCo（個人型確定拠出年金）]

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金の取り扱いをしております。20歳以上65歳未満の方がご加入いただけます。掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で設定できます。



## ● 取扱業務のご案内

## その他サービスのご案内

全国のJAでの貯金の出し入れや銀行・信用金庫・コンビニなどでも現金の引き出しのできるキャッシュサービスをはじめ、様々なサービスに努めています。

2

取扱業務のご案内

| 種類                                | 特徴   |
|-----------------------------------|--|
| JA キャッシュサービス                      | 当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニATM等（セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行ATM）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。<br>全国のJA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・コンビニATMでは、現金のお預入れもご利用いただけます。当会のATM（現金自動預入・支払機）では為替振込もご利用いただけます。また振込カードの発行もいたしております。<br>現在は「ICチップ」を搭載してセキュリティを強化したICキャッシュカードを発行しております。 |
| 給与振込サービス                          | 給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振込指定日忘れのご心配もありません。<br>振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しあげます。  |
| 各種自動受取サービス                        | 国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。<br>振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しあげます。   |
| 各種自動支払サービス                        | 電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校諸会費等、各種クレジット代金など、お客様のご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。   |
| クレジットカードサービス（JAカード）               | お買物、ご旅行、お食事などのお支払いはもちろん、ネットショッピング、公共料金、税金等、幅広いシーンでのお支払いにご利用いただける、安心・便利なカードです。<br>JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取り扱いしております。   |
| 振替サービス                            | 収納企業（委託者）に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。   |
| スウェーデンサービス                        | 普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。  |
| 定期自動送金                            | 毎月一定額を貯金口座から自動引落のうえ、受取人口座に自動振り込みします。   |
| デビットカードサービス                       | 当会が発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。<br>お客様の口座から即時に代金を引き落とす「即時決済」となります。  |
| JAネットバンクサービス（個人）                  | 窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、平日・休日を問わず、残高照会や振込の各種サービスがご利用いただけます。   |
| 法人JAネットバンクサービス（法人）                | 窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、平日・休日を問わず、残高照会、総合振込、給与振込等の各種サービスがご利用いただけます。  |
| ファームバンキングサービス（法人）                 | 窓口に出向くことなく、お客様のパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。  |
| JAデータ伝送サービス（AnserDATA PORT方式）（法人） | 高い安全性と高速通信を実現した次世代のファイル伝送サービスです。職場のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与振込、口座振替等の各種サービスがご利用いただけます。  |
| 家計簿サービス                           | 毎月1回の家計簿集金日を事前に窓口で指定しておけば、月ごとの入出金合計や5大公共料金の合計金額を自動集計し、通帳に表示します。  |
| マルチペイメントネットワークサービス                | 税金や各種公共料金のお支払いを、お客様のパソコンや携帯電話を使って、ご自身の口座から引落し、支払先に納めることができるインターネットを使った電子決済サービスです。<br>なお、本サービスのご利用には、JAネットバンクのご契約が必要となります。  |
| JAバンクでんさいサービス                     | 「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことと、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。<br>※でんさいサービスのご利用には、「法人JAネットバンク」のご契約が必要です。   |

## ●取扱業務のご案内

## 手数料のご案内

### 【内国為替手数料】

| 種類      | 区分             | 県内JAあて             |              |              |     | 他金融機関あて            |              |  |  |
|---------|----------------|--------------------|--------------|--------------|-----|--------------------|--------------|--|--|
|         |                | 窓口                 | 金額3万円未満      | 330円         | 窓口  | 金額3万円未満            | 600円         |  |  |
| 振込手数料   | 金額3万円以上        |                    | 550円         |              | ATM | 金額3万円未満            | 770円         |  |  |
|         | ATM<br>(当会カード) | 金額3万円未満<br>金額3万円以上 | 110円<br>330円 | 110円<br>330円 |     | 金額3万円未満<br>(当会カード) | 380円<br>550円 |  |  |
| 送金手数料   | 普通扱(送金小切手)     |                    | 440円         | 普通扱(送金小切手)   |     |                    | 660円         |  |  |
|         | 電子交換           |                    |              |              |     |                    | 880円         |  |  |
| 代金取立手数料 | 個別取立           |                    |              |              |     |                    | 1,100円       |  |  |

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和5年6月30日現在)

### 【貯金ネットサービス取扱手数料】

#### ○当会のキャッシュカードをご利用の場合

| 利用ATM        |               | JAバンク |          | JFマリンバンク |      | セブン銀行 |      | ゆうちょ銀行   |      | 三菱UFJ銀行 |      | コンビニ(※1) |          | その他の金融機関(※2) |          |
|--------------|---------------|-------|----------|----------|------|-------|------|----------|------|---------|------|----------|----------|--------------|----------|
| 時間帯等         |               | 取引種類  |          | 入金       | 出金   | 入金    | 出金   | 入金       | 出金   | 入金      | 出金   | 入金       | 出金       | 入金           | 出金       |
| 平 日          | 8:00 ~ 8:45   | 無料    | ご利用できません | 220円     | 220円 | 220円  | 220円 | ご利用できません | 110円 | 220円    | 220円 | ご利用できません | ご利用できません | ご利用できません     | ご利用できません |
|              | 8:45 ~ 18:00  |       |          | 110円     | 110円 | 110円  | 110円 |          | 無料   | 110円    | 110円 |          |          |              |          |
|              | 18:00 ~ 21:00 |       |          | 220円     | 220円 | 220円  | 220円 |          | 110円 | 220円    | 220円 |          |          |              |          |
| 土 曜 日        | 8:00 ~ 9:00   |       |          | 220円     | 220円 | 220円  | 220円 | ご利用できません | 220円 | 220円    | 220円 | ご利用できません | ご利用できません | ご利用できません     | ご利用できません |
|              | 9:00 ~ 14:00  |       |          | 110円     | 110円 | 110円  | 110円 |          | 110円 | 110円    | 110円 |          |          |              |          |
|              | 14:00 ~ 17:00 |       |          | 220円     | 220円 | 220円  | 220円 |          | 220円 | 220円    | 220円 |          |          |              |          |
| 日曜・祝日・その他時間帯 |               |       |          | 220円     | 220円 | 220円  | 220円 |          | 110円 | 220円    | 220円 |          |          |              |          |

(※) 1. ローソン銀行及びイーネット(ファミリーマート他)のATM  
 2. オンライン提携(MICS)銀行  
 3. 上記手数料は、現金にて入出金する場合の金額です。  
 4. ATM稼働時間は、それぞれの金融機関にご確認ください。  
 5. 12月31日はその曜日に該当する手数料となります。コンビニATM提携については日曜・祝日に該当する手数料となります。  
 6. 1月2日及び1月3日は日曜・祝日に該当する手数料となります。

(令和5年6月30日現在)

#### ○当会のATMをご利用の場合

| キャッシュカード種類 |               | JAバンク |          | JFマリンバンク |    | セブン銀行 |      | ゆうちょ銀行 |      | 三菱UFJ銀行  |      | その他の金融機関 |      |          |          |          |
|------------|---------------|-------|----------|----------|----|-------|------|--------|------|----------|------|----------|------|----------|----------|----------|
| 時間帯等       |               | 取引種類  |          | 入金       | 出金 | 入金    | 出金   | 入金     | 出金   | 入金       | 出金   | 入金       | 出金   | 入金       | 出金       |          |
| 平 日        | 8:00 ~ 8:45   | 無料    | ご利用できません |          |    | 220円  | 220円 | 220円   | 220円 | ご利用できません | 220円 | 110円     | 220円 | ご利用できません | ご利用できません |          |
|            | 8:45 ~ 18:00  |       |          |          |    | 110円  | 110円 | 110円   | 110円 |          | 110円 | 無料       | 110円 | 110円     |          |          |
|            | 18:00 ~ 21:00 |       |          |          |    | 220円  | 220円 | 220円   | 220円 |          | 220円 | 110円     | 220円 |          |          |          |
| 土 曜 日      | 9:00 ~ 14:00  |       |          |          |    | 220円  | 220円 | 220円   | 220円 |          | 220円 | 110円     | 110円 | ご利用できません | ご利用できません | ご利用できません |
|            | 14:00 ~ 17:00 |       |          |          |    | 110円  | 110円 | 110円   | 110円 |          | 110円 | 110円     | 110円 |          |          |          |
|            | 日曜・祝日・その他時間帯  |       |          |          |    | 220円  | 220円 | 220円   | 220円 |          | 220円 | 110円     | 220円 |          |          |          |

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和5年6月30日現在)

### [JAネットバンク/法人JAネットバンク/ファームバンキング/JAデータ伝送(ADP)サービス手数料]

| 利 用 手 数 料<br>(1契約につき) | JAネットバンク |   | 法人JAネットバンク |   | ファームバンキング |   | JAデータ伝送(ADP) |   | Connecure |   | LGWAN |   | VALUX |   |
|-----------------------|----------|---|------------|---|-----------|---|--------------|---|-----------|---|-------|---|-------|---|
|                       |          |   |            |   |           |   |              |   |           |   |       |   |       |   |
|                       | 3        | 万 | 円          | 未 | 満         | 3 | 万            | 円 | 以         | 上 | 自     | 店 | あ     | て |
|                       |          |   |            |   |           |   |              |   |           |   |       |   |       |   |
|                       |          |   |            |   |           |   |              |   |           |   |       |   |       |   |

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和5年6月30日現在)

## [JAバンクでんさいサービス手数料]

### ●月額利用料

**無 料**

### ●主なお取引利用料

#### 〈法人JAネットバンクを通じたご依頼〉

JAバンクでんさいサービスは、法人ネットバンクを利用したご依頼となります。

| お取引内容                       | 1件あたり手数料 |
|-----------------------------|----------|
| 発生・譲渡・分割・変更・保証・支払等にかかる記録手数料 | 330円     |

(令和5年6月30日現在)

#### 〈書面でのご依頼〉

お客様のパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

| お取引内容                       | 1件あたり手数料 |
|-----------------------------|----------|
| 発生・譲渡・分割・変更・保証・支払等にかかる記録手数料 | 550円     |

(注) 1. 上記手数料には消費税相当額が含まれております。  
2. その他のお取引手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。

(令和5年6月30日現在)

## [両替手数料]

| 窓口扱い | 両替枚数           | 金額      |
|------|----------------|---------|
|      | 50枚以下          | 無料      |
|      | 51枚以上500枚以下    | 330円    |
|      | 501枚以上2,000枚以下 | 550円    |
|      | 以降1,000枚ごと     | 330円を加算 |

(令和5年6月30日現在)

## [その他の主な手数料]

|                      |            |                |              |
|----------------------|------------|----------------|--------------|
| 店内振込手数料              | 1件につき      | 3万円未満<br>3万円以上 | 330円<br>550円 |
| 小切手帳交付手数料            | 1冊につき      |                | 2,200円       |
| 手形帳交付手数料             | 1冊につき      |                | 2,200円       |
| 通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料 | 1件につき      |                | 1,100円       |
|                      | 定例発行       |                | 220円         |
| 残高証明発行手数料            | 都度発行       |                | 440円         |
|                      | 監査法人向け     |                | 2,200円       |
| 未利用口座管理（※）           | 1口座につき     |                | 1,320円（年額）   |
| 取引明細書発行              | 1通につき      |                | 1,100円       |
| 各種証明書等再発行            | 1通につき      |                | 550円         |
| 上記以外の発行              | 1通につき      |                | 1,100円       |
| 国債保護預かり口座管理手数料       | 1口座につき（年額） |                | 無料           |
| 個人情報開示請求等手数料         | 1件につき      |                | 1,100円       |

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和5年6月30日現在)

(※) 令和3年10月1日以降に開設された口座（普通・貯蓄）で、最終異動日から2年以上取引がなく残高1万円未満のものが対象となります。

# 3



## 財務内容のご報告

|               |    |
|---------------|----|
| 財務諸表          | 36 |
| 役員等の報酬体系      | 52 |
| 経営指標          | 54 |
| 損益の状況         | 55 |
| 貯金業務の状況       | 58 |
| 貸出金業務の状況      | 59 |
| 有価証券等の状況      | 64 |
| 為替・受託貸付金業務の状況 | 67 |
| 自己資本比率の状況（単体） | 68 |

## ●財務内容のご報告

## 財務諸表

## [貸借対照表]

(単位：百万円)

| 科 目                 | 令和3年度<br>(令和4年3月31日) | 令和4年度<br>(令和5年3月31日) |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| ( 資 産 の 部 )         |                      |                      |
| 現 金                 | 294                  | 379                  |
| 預 け 金               | 514,549              | 508,503              |
| 系 統 預 け 金           | 514,287              | 508,243              |
| 系 統 外 預 け 金         | 262                  | 260                  |
| 買 入 金 錢 債 権         | 568                  | 539                  |
| 金 錢 の 信 託           | 3,228                | 1,806                |
| 有 価 証 券             | 184,957              | 189,921              |
| 国 債                 | 81,494               | 76,143               |
| 地 方 債               | 2,926                | 3,542                |
| 社 債                 | 50,391               | 56,614               |
| 外 国 証 券             | 30,440               | 33,028               |
| 株 式                 | 3,079                | 3,757                |
| 受 益 証 券             | 16,625               | 16,836               |
| 貸 出 金               | 156,319              | 149,585              |
| 手 形 貸 付             | 11,509               | 11,446               |
| 証 書 貸 付             | 110,968              | 106,595              |
| 当 座 貸 越             | 20,333               | 16,565               |
| 金 融 機 関 貸 付         | 13,508               | 14,978               |
| そ の 他 資 産           | 1,793                | 1,837                |
| 従 業 員 貸 付 金         | 54                   | 50                   |
| 差 入 保 証 金           | 342                  | 342                  |
| 仮 払 金               | 90                   | 133                  |
| そ の 他 の 資 産         | 695                  | 680                  |
| 未 収 収 益             | 547                  | 622                  |
| 未 決 済 為 替 貸         | 63                   | 7                    |
| 有 形 固 定 資 産         | 257                  | 237                  |
| 建 物                 | 81                   | 66                   |
| 土 地                 | 158                  | 158                  |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 17                   | 13                   |
| 無 形 固 定 資 産         | 3                    | 5                    |
| ソ フ ト ウ エ ア         | 1                    | 3                    |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 2                    | 2                    |
| 外 部 出 資             | 32,913               | 32,913               |
| 系 統 出 資             | 32,056               | 32,056               |
| 系 統 外 出 資           | 742                  | 742                  |
| 子 会 社 等 出 資         | 114                  | 114                  |
| 繰 延 税 金 資 産         | —                    | 222                  |
| 債 務 保 証 見 返         | 1,227                | 1,172                |
| 貸 倒 引 当 金           | △ 2,590              | △ 2,646              |
| 資 産 の 部 合 計         | 893,523              | 884,478              |

| 科 目                     | 令和3年度<br>(令和4年3月31日) | 令和4年度<br>(令和5年3月31日) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|
| ( 負 債 の 部 )             |                      |                      |
| 貯 金                     | 811,178              | 810,484              |
| 当 座 貯 金                 | 11,900               | 9,907                |
| 普 通 貯 金                 | 9,729                | 10,548               |
| 貯 蓄 貯 金                 | 21                   | 33                   |
| 通 知 貯 金                 | 40,010               | 40,510               |
| 別 段 貯 金                 | 276                  | 188                  |
| 定 期 貯 金                 | 749,119              | 749,203              |
| 定 期 積 金                 | 122                  | 93                   |
| 借 用 金                   | 35,300               | 31,600               |
| 代 理 業 務 勘 定             | 0                    | 2                    |
| そ の 他 負 債               | 576                  | 592                  |
| 未 払 法 人 税 等             | 56                   | 38                   |
| 貯 金 利 子 諸 税 そ の 他       | 9                    | 9                    |
| 従 業 員 預 り 金             | 119                  | 110                  |
| 仮 受 金                   | 12                   | 9                    |
| 資 産 除 去 債 務             | 13                   | —                    |
| そ の 他 の 負 債             | 1                    | 0                    |
| 未 払 費 用                 | 340                  | 404                  |
| 前 受 収 益                 | 9                    | 9                    |
| 未 決 済 為 替 借             | 13                   | 10                   |
| 諸 引 当 金                 | 2,367                | 2,321                |
| 相 互 援 助 積 立 金           | 1,860                | 1,860                |
| 賞 与 引 当 金               | 27                   | 28                   |
| 退 職 給 付 引 当 金           | 347                  | 306                  |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 40                   | 47                   |
| 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金     | 91                   | 77                   |
| 繰 延 税 金 負 債             | 183                  | —                    |
| 債 務 保 証                 | 1,227                | 1,172                |
| 負 債 の 部 合 計             | 850,834              | 846,173              |
| ( 純 資 産 の 部 )           |                      |                      |
| 出 資 金                   | 23,463               | 23,463               |
| 利 益 剰 余 金               | 18,105               | 18,318               |
| 利 益 準 備 金               | 8,549                | 8,769                |
| そ の 他 利 益 剰 余 金         | 9,556                | 9,549                |
| 事 業 基 盤 強 化 積 立 金       | —                    | 250                  |
| 特 別 積 立 金               | 7,121                | 7,121                |
| 当 期 未 処 分 剰 余 金         | 2,435                | 2,178                |
| ( うち 当 期 剰 余 金 )        | (1,090)              | (665)                |
| 会 員 資 本 合 計             | 41,569               | 41,782               |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,119                | △ 3,477              |
| 純 資 産 の 部 合 計           | 42,689               | 38,305               |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 893,523              | 884,478              |

## [損益計算書]

(単位：百万円)

| 科 目                    | 令和3年度<br>(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) | 令和4年度<br>(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) |
|------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <b>経 常 収 益</b>         | <b>6,234</b>                     | <b>5,801</b>                     |
| 資 金 運 用 収 益            | 4,940                            | 4,964                            |
| 貸 出 金 利 息              | 835                              | 821                              |
| 預 け 金 利 息              | 13                               | 10                               |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金      | 1,189                            | 1,549                            |
| そ の 他 受 入 利 息          | 2,901                            | 2,583                            |
| (うち受取奨励金)              | (2,503)                          | (2,318)                          |
| (うち受取特別配当金)            | (393)                            | (260)                            |
| (うち買入金銭債権利息)           | (3)                              | (3)                              |
| 役 務 取 引 等 収 益          | 102                              | 104                              |
| 受 入 為 替 手 数 料          | 19                               | 18                               |
| そ の 他 の 受 入 手 数 料      | 83                               | 85                               |
| そ の 他 事 業 収 益          | 726                              | 599                              |
| 受 取 助 成 金              | 4                                | 10                               |
| 国 債 等 債 券 売 却 益        | 225                              | 93                               |
| 受 取 出 資 配 当 金          | 496                              | 496                              |
| そ の 他 経 常 収 益          | 464                              | 133                              |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益        | 358                              | —                                |
| 償 却 債 権 取 立 益          | 0                                | 0                                |
| 株 式 等 売 却 益            | 35                               | 62                               |
| 金 銭 の 信 託 運 用 益        | 55                               | 61                               |
| そ の 他 の 経 常 収 益        | 14                               | 8                                |
| <b>経 常 費 用</b>         | <b>4,993</b>                     | <b>4,988</b>                     |
| 資 金 調 達 費 用            | 3,600                            | 3,465                            |
| 貯 金 利 息                | 67                               | 65                               |
| そ の 他 支 払 利 息          | 3,533                            | 3,400                            |
| (うち支払奨励金)              | (3,532)                          | (3,399)                          |
| 役 務 取 引 等 費 用          | 53                               | 49                               |
| 支 払 為 替 手 数 料          | 5                                | 4                                |
| そ の 他 の 支 払 手 数 料      | 40                               | 38                               |
| そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用  | 7                                | 5                                |
| そ の 他 事 業 費 用          | 66                               | 49                               |
| 支 払 助 成 金              | 64                               | 49                               |
| 国 債 等 債 券 売 却 損        | 2                                | 0                                |
| 經 費                    | 1,237                            | 1,216                            |
| 人 件 費                  | 635                              | 609                              |
| 物 件 費                  | 554                              | 556                              |
| 税 金                    | 47                               | 50                               |
| そ の 他 経 常 費 用          | 35                               | 207                              |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額        | —                                | 56                               |
| 株 式 等 売 却 損            | 31                               | 15                               |
| 金 銭 の 信 託 運 用 損        | 1                                | 131                              |
| そ の 他 の 経 常 費 用        | 2                                | 3                                |
| <b>経 常 利 益</b>         | <b>1,240</b>                     | <b>813</b>                       |
| <b>特 別 利 益</b>         | <b>25</b>                        | <b>13</b>                        |
| 固 定 資 産 处 分 益          | 25                               | 13                               |
| <b>特 別 損 失</b>         | <b>2</b>                         | <b>40</b>                        |
| 固 定 資 産 处 分 損          | 2                                | 40                               |
| 減 損 損 失                | —                                | 0                                |
| <b>税 引 前 当 期 利 益</b>   | <b>1,263</b>                     | <b>787</b>                       |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 152                              | 100                              |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 20                               | 22                               |
| 法 人 税 等 合 計            | 173                              | 122                              |
| <b>当 期 剰 余 金</b>       | <b>1,090</b>                     | <b>665</b>                       |
| <b>当 期 首 繰 越 剰 余 金</b> | <b>1,344</b>                     | <b>1,513</b>                     |
| <b>当 期 未 処 分 剰 余 金</b> | <b>2,435</b>                     | <b>2,178</b>                     |

## [キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

| 科 目                        | 令和3年度           | 令和4年度          |
|----------------------------|-----------------|----------------|
| <b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                 |                |
| 税引前当期利益                    | 1,263           | 787            |
| 減価償却費                      | 8               | 12             |
| 減損損失                       | —               | 0              |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少）            | △ 358           | 56             |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少）          | △ 54            | △ 41           |
| その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）      | △ 5             | △ 5            |
| 資金運用収益                     | △ 4,940         | △ 4,964        |
| 資金調達費用                     | 3,600           | 3,465          |
| 有価証券関係損益（△は益）              | △ 155           | △ 90           |
| 金銭の信託運用損益（△は運用益）           | △ 53            | 69             |
| 固定資産処分損益（△は益）              | △ 23            | 26             |
| 貸出金の純増（△）減                 | 6,384           | 6,734          |
| 預け金の純増（△）減                 | △ 18,000        | 11,000         |
| 貯金の純増減（△）                  | △ 3,640         | △ 694          |
| 借用金の純増減（△）                 | △ 2,500         | △ 3,700        |
| コールローン等の純増（△）減             | 28              | 28             |
| 資金運用による収入                  | 5,178           | 5,014          |
| 資金調達による支出                  | △ 3,635         | △ 3,459        |
| 事業分量配当金の支払額                | —               | △ 100          |
| その他増減                      | △ 163           | △ 1            |
| 小 計                        | △ 17,066        | 14,138         |
| 法人税等の支払額                   | △ 134           | △ 118          |
| <b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>    | <b>△ 17,200</b> | <b>14,019</b>  |
| <b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                 |                |
| 有価証券の取得による支出               | △ 53,624        | △ 41,170       |
| 有価証券の売却による収入               | 57,043          | 27,715         |
| 有価証券の償還による収入               | 4,862           | 3,478          |
| 金銭の信託の減少による収入              | 1,498           | 1,368          |
| 固定資産の取得による支出               | △ 25            | △ 6            |
| 固定資産の売却による収入               | 30              | △ 14           |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>    | <b>9,785</b>    | <b>△ 8,628</b> |
| <b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                 |                |
| 出資配当金の支払額                  | △ 351           | △ 351          |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー           | △ 351           | △ 351          |
| <b>4 現金及び現金同等物にかかる換算差額</b> | <b>—</b>        | <b>—</b>       |
| <b>5 現金及び現金同等物の増加額</b>     | <b>△ 7,767</b>  | <b>5,039</b>   |
| <b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>    | <b>38,407</b>   | <b>30,639</b>  |
| <b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>    | <b>30,639</b>   | <b>35,679</b>  |

## 【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

| 令和3年度       |       | 令和4年度       |       |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 1 当期未処分剰余金  | 2,435 | 1 当期未処分剰余金  | 2,178 |
| 2 剰余金処分額    |       | 2 剰余金処分額    |       |
| (1) 利益準備金   | 220   | (1) 利益準備金   | 135   |
| (2) 任意積立金   | 250   | (2) 出資配当金   | 58    |
| 事業基盤強化積立金   | 250   | (3) 事業分量配当金 | 150   |
| (3) 出資配当金   | 351   |             |       |
| (4) 事業分量配当金 | 100   |             |       |
| 3 次期繙越剰余金   | 1,513 | 3 次期繙越剰余金   | 1,834 |

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。

令和3年度 1.50%

令和4年度 0.25%

2. 令和4年度の事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

系統利用奨励金交付対象の系統機関相互定期貯金

令和4年度（第75年度）ネット平均残高に対し 年 0.020463%

3. 令和3年度の目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

事業基盤強化積立金

(1) 積立目的

県内系統信用事業の事業基盤の維持・強化に資する投資に充てるための積立金

(2) 積立目標額

250百万円

(3) 取崩基準

持続的な事業基盤の維持・強化に資する投資を実施する際に経営管理委員会の決議をもって取り崩す。

## [注記表]

| 令和3年度  | 令和4年度 |
|--|-------|
| <p><b>1 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券 時価のあるもの………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>市場価格のない株式等…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年<br/>そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金<br/>貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。<br/>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。<br/>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。<br/>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。<br/>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>② 相互援助積立金</p> <p><b>1 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年<br/>そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金<br/>貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。<br/>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。<br/>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。<br/>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。<br/>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p> |       |

| 令和3年度   | 令和4年度   |
|---|---|
| <p>② 相互援助積立金<br/>相互援助積立金は、「岩手県 JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金<br/>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金<br/>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金<br/>役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金<br/>特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p> | <p>相互援助積立金は、「岩手県 JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金<br/>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金<br/>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金<br/>役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金<br/>特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p> |

## 2 会計方針の変更に関する事項

(1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、利用者等への財またはサービスの提供における当会の役割が代理人に該当する取引については、従来は利用者等から受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識するように変更しております。

この結果、経常収益及び経常費用636百万円が減額となりましたが、当年度の経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。また、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

## 3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上了した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

## 2 会計方針の変更に関する事項

(1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上了した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

| 令和3年度  | 令和4年度  |
|--|--|
| <p>貸倒引当金 2,590百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法<br/>貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定<br/>主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響<br/>個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(2) 金融商品の時価</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額<br/>「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法<br/>金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定<br/>主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響<br/>市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</p> | <p>貸倒引当金 2,646百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法<br/>貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定<br/>主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響<br/>個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(2) 金融商品の時価</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額<br/>「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法<br/>金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定<br/>主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響<br/>市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</p> |

#### 4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、824百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

|              | 1年以内  | 1年超   | 合 計   |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 17百万円 | 18百万円 | 36百万円 |

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産  
預け金 17,100百万円  
担保資産に対応する債務  
借用金 17,100百万円  
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券700百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計9,058百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は104百万円です。

#### 4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、658百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

|              | 1年以内  | 1年超   | 合 計   |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 10百万円 | 15百万円 | 25百万円 |

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産  
預け金 17,100百万円  
担保資産に対応する債務  
借用金 17,100百万円  
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券933百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計5,805百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は96百万円です。

| 令和3年度   | 令和4年度   |
|---|---|
| (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は186百万円です。   | (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は243百万円です。   |
| (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。   | (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。   |
| なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。   | なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。   |
| (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。   | (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。   |
| なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。   | なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。   |
| (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。   | (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。   |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 333百万円   | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,323百万円   |
| 危険債権額 2,422百万円  | 危険債権額 1,500百万円  |
| 三月以上延滞債権額 - 百万円   | 三月以上延滞債権額 - 百万円   |
| 貸出条件緩和債権額 - 百万円   | 貸出条件緩和債権額 - 百万円   |
| 合計額 2,755百万円  | 合計額 2,823百万円  |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。   | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。   |
| 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。                       | 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。                       |
| 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  | 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  |
| 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 | 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 |
| なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。   | なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。   |
| (表示方法の変更)   | (10) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は63,499百万円です。 |
| 令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一の表示となっております。(令和4年3月31日施行)               | (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。   |
| (10) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は63,499百万円です。 |   |
| (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。   |   |
| 5 損益計算書に関する事項   | 5 損益計算書に関する事項   |
| (1) 子会社等との取引による収益総額 1百万円  | (1) 子会社等との取引による収益総額 1百万円  |
| うち事業取引高 1百万円  | うち事業取引高 1百万円  |
| うち事業取引以外の取引高 - 百万円  | うち事業取引以外の取引高 - 百万円  |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 99百万円   | (2) 子会社等との取引による費用総額 88百万円   |
| うち事業取引高 99百万円   | うち事業取引高 88百万円   |
| うち事業取引以外の取引高 - 百万円  | うち事業取引以外の取引高 - 百万円  |
|   | (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。   |
|   | 主な用途 種類 場所 減損損失   |
|   | 遊休資産 土地 二戸市 0百万円  |
|   | 合計 0百万円   |
|   | 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び  |

| 令和3年度 | 令和4年度   |
|-------|---|
|       | <p>機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしております。</p> <p>遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。</p> |

## 6 金融商品に関する事項

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、主に外国証券、国内株式資産等であり、純投資目的（その他の目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他の目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

#### ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

##### a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### b 市場リスクの管理

###### (a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理してお

## 6 金融商品に関する事項

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、「日本銀行の貸出支援資金（成長基盤資金）」、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの代替特例資金」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

#### ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

##### a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### b 市場リスクの管理

###### (a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理してお

| 令和3年度  | 令和4年度   |
|--|---|
| <p>ります。</p> <p>「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 價格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報</p> <p>当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で12,207百万円です。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。</p> <p>ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理</p> <p>当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> | <p>ります。</p> <p>「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行ております。</p> <p>(c) 價格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程等に基づき実施しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報</p> <p>当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,953百万円です。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。</p> <p>ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理</p> <p>当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> |

## 令和3年度

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず<sup>③</sup>に記載しております。

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額  |
|-----------|----------|---------|-----|
| 預け金       | 514,549  | 514,559 | 9   |
| 買入金銭債権    |          |         |     |
| 満期保有目的    | 568      | 564     | △4  |
| 金銭の信託     |          |         |     |
| その他の金銭の信託 | 3,228    | 3,228   | －   |
| 有価証券      |          |         |     |
| その他有価証券   | 184,957  | 184,957 | －   |
| 貸出金       | 156,319  |         |     |
| 貸倒引当金     | △2,582   |         |     |
| 貸倒引当金控除後  | 153,737  | 154,408 | 671 |
| 資産計       | 857,041  | 857,718 | 676 |
| 貯金        | 811,178  | 811,219 | 40  |
| 借用金       | 35,300   | 35,285  | △14 |
| 負債計       | 846,478  | 846,504 | 25  |

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (2) 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 買入金銭債権

プローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

## c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。

## d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用してあります。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とし

## 令和4年度

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず<sup>③</sup>に記載しております。

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額  |
|-----------|----------|---------|-----|
| 預け金       | 508,503  | 508,463 | △40 |
| 買入金銭債権    |          |         |     |
| 満期保有目的    | 539      | 521     | △18 |
| 金銭の信託     |          |         |     |
| その他の金銭の信託 | 1,806    | 1,806   | －   |
| 有価証券      |          |         |     |
| その他有価証券   | 189,921  | 189,921 | －   |
| 貸出金       | 149,585  |         |     |
| 貸倒引当金     | △2,629   |         |     |
| 貸倒引当金控除後  | 146,955  | 147,147 | 191 |
| 資産計       | 847,727  | 847,859 | 132 |
| 貯金        | 810,484  | 810,470 | △13 |
| 借用金       | 31,600   | 31,551  | △48 |
| 負債計       | 842,084  | 842,022 | △62 |

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (2) 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 買入金銭債権

プローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

## c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及び e と同様の方法により評価しております。

## d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用してあります。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限がない場合には基準価額によっています。

## e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とし

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスク

| 令和3年度   |         | 令和4年度   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
|---|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|---------|-------|-----|---|---|---|------------------|-------|--------|-------|-------|---|-----|---------------------------|---------|--------|-------|-------|-------|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ております。  |         | フリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| <b>【負債】</b>   |         | <b>b 借用金</b>  |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| a 質金  |         | 借用金のうち、変動金利によるものはありません。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 |         | 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。  |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| b 借用金   |         | (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 借用金のうち、変動金利によるものはありません。   |         | ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。  |         | ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額<br>(単位：百万円)  |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額<br>(単位：百万円)  |         | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超2年以内</th> <th>2年超3年以内</th> <th>3年超4年以内</th> <th>4年超5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>504,503</td> <td>4,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権<br/>満期保有目的</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>有価証券<br/>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td>6,730</td> <td>6,312</td> <td>8,317</td> <td>2,583</td> <td>8,672</td> <td>152,408</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>45,711</td> <td>35,845</td> <td>20,885</td> <td>16,320</td> <td>12,871</td> <td>16,626</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>556,945</td> <td>46,158</td> <td>29,202</td> <td>18,904</td> <td>21,543</td> <td>169,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。</p> |         |         | 1年以内    | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | 預け金 | 504,503 | 4,000 | —   | — | — | — | 買入金銭債権<br>満期保有目的 | —     | —      | —     | —     | — | 539 | 有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 6,730   | 6,312  | 8,317 | 2,583 | 8,672 | 152,408 | 貸出金 | 45,711 | 35,845 | 20,885 | 16,320 | 12,871 | 16,626 | 合計 | 556,945 | 46,158 | 29,202 | 18,904 | 21,543 | 169,574 |
|   | 1年以内    | 1年超2年以内   | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超     |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 預け金   | 504,503 | 4,000   | —       | —       | —       | —       |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 買入金銭債権<br>満期保有目的  | —       | —   | —       | —       | —       | 539     |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの   | 6,730   | 6,312   | 8,317   | 2,583   | 8,672   | 152,408 |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 貸出金   | 45,711  | 35,845  | 20,885  | 16,320  | 12,871  | 16,626  |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 合計  | 556,945 | 46,158  | 29,202  | 18,904  | 21,543  | 169,574 |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額<br>(単位：百万円)  |         | <p>(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。</p> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）11,964百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めています。<br/>2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等390百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。</p>   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| ⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額<br>(単位：百万円)   |         | <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）11,964百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めています。<br/>2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等390百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。</p> <p>(5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額<br/>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超2年以内</th> <th>2年超3年以内</th> <th>3年超4年以内</th> <th>4年超5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td>810,189</td> <td>155</td> <td>137</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>6,100</td> <td>21,400</td> <td>2,800</td> <td>1,300</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>816,289</td> <td>21,555</td> <td>2,937</td> <td>1,301</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p>   |         |         | 1年以内    | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | 貯金  | 810,189 | 155   | 137 | 1 | 0 | 1 | 借用金              | 6,100 | 21,400 | 2,800 | 1,300 | — | —   | 合計                        | 816,289 | 21,555 | 2,937 | 1,301 | 0     | 1       |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
|   | 1年以内    | 1年超2年以内   | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超     |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 貯金  | 810,189 | 155   | 137     | 1       | 0       | 1       |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 借用金   | 6,100   | 21,400  | 2,800   | 1,300   | —       | —       |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 合計  | 816,289 | 21,555  | 2,937   | 1,301   | 0       | 1       |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| 7 有価証券に関する事項  |         | 7 有価証券に関する事項  |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。   |         | (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| ① 売買目的有価証券<br>該当はありません。   |         | ① 売買目的有価証券<br>該当はありません。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |
| ② 満期保有目的の債券<br>満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。   |         | ② 満期保有目的の債券<br>満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。   |         |         |         |         |         |         |         |     |     |         |       |     |   |   |   |                  |       |        |       |       |   |     |                           |         |        |       |       |       |         |     |        |        |        |        |        |        |    |         |        |        |        |        |         |

## 令和3年度

## 令和4年度

(単位：百万円)

|                    | 種類     | 貸借対照表計上額 | 時価  | 差額 |
|--------------------|--------|----------|-----|----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | -      | -        | -   | -  |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 買入金銭債権 | 568      | 564 | △4 |
| 合 計                |        | 568      | 564 | △4 |

## ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額     |
|----------------------|-----|----------|---------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 2,706    | 1,768   | 938    |
|                      | 債券  |          |         |        |
|                      | 国債  | 31,222   | 29,493  | 1,729  |
|                      | 地方債 | 721      | 700     | 20     |
|                      | 社債  | 17,039   | 16,912  | 126    |
|                      | その他 | 11,402   | 11,304  | 97     |
|                      | その他 | 14,108   | 12,681  | 1,427  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 小計  | 77,200   | 72,861  | 4,338  |
|                      | 株式  | 372      | 393     | △21    |
|                      | 債券  |          |         |        |
|                      | 国債  | 50,271   | 51,654  | △1,383 |
|                      | 地方債 | 2,205    | 2,304   | △99    |
|                      | 社債  | 33,352   | 33,677  | △325   |
|                      | その他 | 19,038   | 19,544  | △506   |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 2,516    | 2,700   | △183   |
|                      | 小計  | 107,756  | 110,276 | △2,519 |
|                      | 合 計 | 184,957  | 183,137 | 1,819  |

(注) 上記差額合計から繰延税金負債503百万円を差し引いた金額1,316百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

|      | 売却額    | 売却益 | 売却損 |
|------|--------|-----|-----|
| 株 式  | 205    | 19  | 31  |
| 債 券  | 46,548 | 225 | 2   |
| その他の | 1,096  | 16  | -   |
| 合 計  | 47,849 | 261 | 34  |

## 8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

## ① 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

## ② 満期保有目的の金銭の信託

該当はありません。

## ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差額   | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
|-----------|----------|-------|------|-----------------------|------------------------|
| その他の金銭の信託 | 3,228    | 3,500 | △271 | -                     | △271                   |

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産75百万円を加えた金額△196百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

## 令和4年度

(単位：百万円)

|                    | 種類     | 貸借対照表計上額 | 時価  | 差額  |
|--------------------|--------|----------|-----|-----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | -      | -        | -   | -   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 買入金銭債権 | 539      | 521 | △18 |
| 合 計                |        | 539      | 521 | △18 |

## ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 3,757    | 2,757   | 1,000   |
|                      | 債券  |          |         |         |
|                      | 国債  | 15,264   | 14,003  | 1,261   |
|                      | 地方債 | 710      | 700     | 10      |
|                      | 社債  | 4,926    | 4,892   | 34      |
|                      | その他 | 4,650    | 4,599   | 50      |
|                      | その他 | 11,671   | 10,393  | 1,277   |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 小計  | 40,980   | 37,345  | 3,635   |
|                      | 株式  | -        | -       | -       |
|                      | 債券  |          |         |         |
|                      | 国債  | 60,878   | 63,978  | △3,099  |
|                      | 地方債 | 2,831    | 3,039   | △207    |
|                      | 社債  | 51,687   | 53,759  | △2,071  |
|                      | その他 | 28,377   | 29,438  | △1,060  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 5,164    | 5,643   | △478    |
|                      | 小計  | 148,940  | 155,858 | △6,918  |
|                      | 合 計 |          | 189,921 | 193,204 |
|                      |     |          |         | △3,283  |

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

|      | 売却額    | 売却益 | 売却損 |
|------|--------|-----|-----|
| 株 式  | 544    | 10  | 15  |
| 債 券  | 23,160 | 93  | 0   |
| その他の | 628    | 52  | -   |
| 合 計  | 24,333 | 155 | 16  |

## 8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

## ① 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

## ② 満期保有目的の金銭の信託

該当はありません。

## ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差額   | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
|-----------|----------|-------|------|-----------------------|------------------------|
| その他の金銭の信託 | 1,806    | 2,000 | △193 | -                     | △193                   |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

| 令和3年度   | 令和4年度   |
|---|---|
| <b>9 退職給付に関する事項</b>   | <b>9 退職給付に関する事項</b>   |
| (1) 退職給付  | (1) 退職給付  |
| ① 採用している退職給付制度の概要   | ① 採用している退職給付制度の概要   |
| 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。 | 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。 |
| 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。  | 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。  |
| ② 確定給付制度  | ② 確定給付制度  |
| a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表   | a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表   |
| 期首における退職給付引当金 402百万円  | 期首における退職給付引当金 347百万円  |
| 退職給付費用 25百万円  | 退職給付費用 24百万円  |
| 退職給付の支払額 △ 58百万円  | 退職給付の支払額 △ 47百万円  |
| 制度への拠出額 △ 21百万円   | 制度への拠出額 △ 18百万円   |
| 期末における退職給付引当金 347百万円  | 期末における退職給付引当金 306百万円  |
| b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表   | b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表   |
| 積立型制度の退職給付債務 391百万円   | 積立型制度の退職給付債務 355百万円   |
| 年金資産 △ 391百万円   | 年金資産 △ 355百万円   |
| - 百万円   | - 百万円   |
| 非積立型制度の退職給付債務 347百万円  | 非積立型制度の退職給付債務 306百万円  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 347百万円  | 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 306百万円  |
| 退職給付引当金 347百万円  | 退職給付引当金 306百万円  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 347百万円  | 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 306百万円  |
| c 退職給付に関する損益  | c 退職給付に関する損益  |
| 簡便法で計算した退職給付費用 27百万円  | 簡便法で計算した退職給付費用 25百万円  |
| (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。  | (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。  |
| なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。  | なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。  |
| また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、91百万円となっております。  | また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、77百万円となっております。  |
| <b>10 税効果会計に関する事項</b>   | <b>10 税効果会計に関する事項</b>   |
| (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  | (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  |
| 繰延税金資産  | 繰延税金資産  |
| 貸倒引当金超過額 598百万円   | 貸倒引当金超過額 621百万円   |
| 賞与引当金超過額 8百万円   | 賞与引当金超過額 9百万円   |
| 退職給付引当金超過額 96百万円  | 退職給付引当金超過額 84百万円  |
| 相互援助積立金超過額 514百万円   | 相互援助積立金超過額 514百万円   |
| 繰延資産償却超過額 13百万円   | 繰延資産償却超過額 9百万円  |
| 未払事業税 9百万円  | 未払事業税 6百万円  |
| 特例業務負担金引当金超過額 25百万円   | その他有価証券評価差額金 961百万円   |
| 未払奨励金 75百万円   | 特例業務負担金引当金超過額 21百万円   |
| その他 83百万円   | 未払奨励金 76百万円   |
| 繰延税金資産小計 1,424百万円   | その他 70百万円   |
| 評価性引当額 △ 1,180百万円   | 繰延税金資産小計 2,375百万円   |
| 繰延税金資産合計 (A) 244百万円   | 評価性引当額 △ 2,153百万円   |
|   | 繰延税金資産合計 222百万円   |

| 令和3年度   | 令和4年度    |
|---|----------|
| 繰延税金負債  |          |
| その他有価証券評価差額金  | △ 428百万円 |
| その他   | △ 0百万円   |
| 繰延税金負債合計 (B)  | △ 428百万円 |
| 繰延税金負債の純額 (A) + (B)   | △ 183百万円 |
| (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因   |          |
| 法定実効税率  | 27.66%   |
| (調整)  |          |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目  | 0.33%    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目  | △ 5.66%  |
| 事業分量配当金   | △ 2.18%  |
| 住民税均等割等   | 0.30%    |
| 評価性引当額の増減   | △ 6.69%  |
| その他   | △ 0.04%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率   | 13.72%   |
| <b>11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</b>  |          |
| キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。 |          |
| <b>11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</b>  |          |
| キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。 |          |

## [会計監査人の監査]

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 確 認 書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第75事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 荒木田 裕樹

## ● 財務内容のご報告

# 役員等の報酬体系

## [役 員]

### ① 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

### ② 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

|                 |          |       | (単位：百万円) |
|-----------------|----------|-------|----------|
|                 | 支給総額（注2） |       |          |
|                 | 基本報酬     | 退職慰労金 |          |
| 対象役員（注1）に対する報酬等 | 45       | 7     |          |

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）  
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

### ③ 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体及び学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## [職員等]

### ●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

- （注） 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。  
2. 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。  
3. 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

## [その他]

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関する参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

## ● 財務内容のご報告

## 経営指標

## [最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

| 項目       | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益     | 7,757     | 7,505     | 6,917     | 6,234     | 5,801     |
| 経常利益     | 750       | 616       | 662       | 1,240     | 813       |
| 当期未処分剰余金 | 1,690     | 1,749     | 1,806     | 2,435     | 2,178     |
| (当期剰余金)  | (582)     | (500)     | (529)     | (1,090)   | (665)     |
| 出資金総額    | 23,463    | 23,463    | 23,463    | 23,463    | 23,463    |
| (出資口数)   | (2,346千口) | (2,346千口) | (2,346千口) | (2,346千口) | (2,346千口) |
| 純資産額     | 44,472    | 42,852    | 43,235    | 42,689    | 38,305    |
| 総資産額     | 905,354   | 901,322   | 900,887   | 893,523   | 884,478   |
| 貯金等残高    | 824,824   | 817,459   | 814,819   | 811,178   | 810,484   |
| 貸出金残高    | 161,134   | 163,946   | 162,703   | 156,319   | 149,585   |
| 有価証券残高   | 128,659   | 153,823   | 194,850   | 184,957   | 189,921   |
| 剰余金配当金額  | 291       | 351       | 351       | 451       | 208       |
| ・出資配当額   | 291       | 351       | 351       | 351       | 58        |
| ・事業分量配当額 | —         | —         | —         | 100       | 150       |
| 職員数      | 79        | 74        | 75        | 79        | 85        |
| 単体自己資本比率 | 14.69     | 13.88     | 13.54     | 12.90     | 12.98     |

(注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金及び外部出資等損失引当金を控除した額です。

2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。

3. 職員数には、令和3年度より常勤嘱託を含んでおります。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

## [貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

| 区分  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減    |
|-----|-------|-------|-------|
|     |       |       | △ 0.8 |
| 貯貸率 | 期末    | 19.2  | 18.4  |
|     | 期中平均  | 19.4  | 18.5  |
| 貯証率 | 期末    | 23.2  | 23.7  |
|     | 期中平均  | 21.8  | 23.1  |
| 貯預率 | 期末    | 63.4  | 62.7  |
|     | 期中平均  | 64.7  | 64.0  |

(注) 1. 貯貸率 = 貸出金残高(平残) / 貯金残高(平残) × 100

2. 貯証率 = 有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残) / 貯金残高(平残) × 100

3. 貯預率 = 預け金残高(平残) / 貯金残高(平残) × 100

## ●財務内容のご報告

## 損益の状況

## [利益総括表]

(単位：百万円、%)

| 項目       |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減   |
|----------|--|-------|-------|------|
| 資金運用収支   |  | 1,357 | 1,511 | 154  |
| 役務取引等収支  |  | 49    | 54    | 5    |
| その他の事業収支 |  | 659   | 550   | △109 |
| 事業粗利益    |  | 2,067 | 2,116 | 49   |
| (事業粗利益率) |  | 0.24  | 0.24  | 0.00 |

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用（※））

(※令和3年度 17百万円、令和4年度 12百万円）を控除しております。

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## [事業純益]

(単位：百万円)

| 項目                  |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減  |
|---------------------|--|-------|-------|-----|
| 事業純益                |  | 829   | 900   | 70  |
| 実質事業純益              |  | 829   | 900   | 70  |
| コア事業純益              |  | 605   | 807   | 201 |
| コア事業純益（投資信託解約損益を除く） |  | 842   | 760   | △81 |

(注) 1. 事業純益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）－一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## [資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

| 項目      | 令和3年度   |       |      | 令和4年度   |       |      |
|---------|---------|-------|------|---------|-------|------|
|         | 平均残高    | 利息    | 利回り  | 平均残高    | 利息    | 利回り  |
| 資金運用勘定  | 870,197 | 4,940 | 0.57 | 873,412 | 4,964 | 0.57 |
| うち預け金   | 533,585 | 2,910 | 0.55 | 531,028 | 2,589 | 0.49 |
| うち有価証券  | 175,576 | 1,189 | 0.68 | 188,283 | 1,549 | 0.82 |
| うち貸出金   | 160,394 | 835   | 0.52 | 153,491 | 821   | 0.54 |
| 資金調達勘定  | 862,122 | 3,582 | 0.42 | 863,603 | 3,453 | 0.40 |
| うち貯金・定積 | 824,571 | 3,599 | 0.44 | 829,001 | 3,465 | 0.42 |
| うち譲渡性貯金 | -       | -     | -    | -       | -     | -    |
| うち借用金   | 37,420  | -     | 0.00 | 34,482  | -     | 0.00 |
| 総資金利ざや  |         |       | 0.01 |         |       | 0.03 |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借用金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+借用金+従業員預り金)-金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。

3. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## [受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

| 項目      | 令和3年度増減額 |       | 令和4年度増減額 |       |
|---------|----------|-------|----------|-------|
|         | 受取利息     | 支払利息  | 受取利息     | 支払利息  |
| 受取利息    | △ 60     |       | 24       |       |
| うち預け金   | 45       |       | △ 321    |       |
| うち有価証券  | △ 40     |       | 360      |       |
| うち貸出金   | △ 67     |       | △ 14     |       |
| 支払利息    |          | △ 207 |          | △ 129 |
| うち貯金・定積 |          | △ 212 |          | △ 134 |
| うち譲渡性貯金 |          | 0     |          | -     |
| うち借用金   |          | -     |          | -     |
| 差引      | 146      |       | 154      |       |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。

3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## [利益率]

(単位：%)

| 項目        | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減     |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率  | 0.14  | 0.09  | △ 0.05 |
| 純資産経常利益率  | 3.06  | 1.97  | △ 1.09 |
| 総資産当期純利益率 | 0.12  | 0.07  | △ 0.05 |
| 純資産当期純利益率 | 2.69  | 1.61  | △ 1.08 |

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金／純資産勘定平均残高×100

## [経費の内訳]

(単位：百万円)

| 科目          | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------|-------|
| 人件費         | 635   | 609   |
| 役員報酬        | 45    | 45    |
| 給料手当        | 459   | 442   |
| うち賞与引当金繰入   | 27    | 28    |
| 福利厚生費       | 94    | 87    |
| 退職給付費用      | 27    | 25    |
| 役員退職慰労金     | 0     | 0     |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 7     | 7     |
| 物件費         | 554   | 556   |
| 事業推進費       | 47    | 58    |
| 債権管理費       | 1     | 2     |
| 旅費・交通費      | 8     | 12    |
| 業務費         | 146   | 146   |
| 負担金         | 167   | 142   |
| 施設費         | 171   | 181   |
| 雜費          | 13    | 12    |
| 税金          | 47    | 50    |
| 経費合計        | 1,237 | 1,216 |

## ● 財務内容のご報告

## 貯金業務の状況

## [科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減    |
|--------|-------------------|-------------------|-------|
| 流動性貯金  | 61,661 ( 7.6 )    | 60,999 ( 7.5 )    | △ 661 |
| 定期性貯金  | 749,241 ( 92.4 )  | 749,296 ( 92.5 )  | 54    |
| その他の貯金 | 276 ( 0.0 )       | 188 ( 0.0 )       | △ 87  |
| 合計     | 811,178 ( 100.0 ) | 810,484 ( 100.0 ) | △ 694 |

(注) 1. ( ) 内は構成比です。

2. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

3. 定期性貯金＝定期貯金+定期積金

## [科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減    |
|--------|-------------------|-------------------|-------|
| 流動性貯金  | 72,616 ( 8.8 )    | 75,160 ( 9.1 )    | 2,543 |
| 定期性貯金  | 751,520 ( 91.1 )  | 753,498 ( 90.9 )  | 1,978 |
| その他の貯金 | 435 ( 0.1 )       | 341 ( 0.0 )       | △ 93  |
| 合計     | 824,571 ( 100.0 ) | 829,001 ( 100.0 ) | 4,429 |

(注) 1. ( ) 内は構成比です。

2. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

3. 定期性貯金＝定期貯金+定期積金

## [定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

| 種類       | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減 |
|----------|-------------------|-------------------|----|
| 定期貯金     | 749,119 ( 100.0 ) | 749,203 ( 100.0 ) | 83 |
| うち固定金利定期 | 749,119 ( 100.0 ) | 749,203 ( 100.0 ) | 83 |
| うち変動金利定期 | - ( - )           | - ( - )           | -  |

(注) 1. ( ) 内は構成比です。

2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

## ●財務内容のご報告

## 貸出金業務の状況

## [科目別貸出金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減      |
|--------|-------------------|-------------------|---------|
| 手形貸付   | 11,509 ( 7.4 )    | 11,446 ( 7.7 )    | △ 62    |
| 証書貸付   | 110,968 ( 71.0 )  | 106,595 ( 71.3 )  | △ 4,372 |
| 当座貸越   | 20,333 ( 13.0 )   | 16,565 ( 11.1 )   | △ 3,768 |
| 金融機関貸付 | 13,508 ( 8.6 )    | 14,978 ( 10.0 )   | 1,470   |
| 割引手形   | - ( - )           | - ( - )           | -       |
| 合計     | 156,319 ( 100.0 ) | 149,585 ( 100.0 ) | △ 6,734 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## [科目別貸出金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減      |
|--------|-------------------|-------------------|---------|
| 手形貸付   | 11,640 ( 7.3 )    | 11,597 ( 7.6 )    | △ 42    |
| 証書貸付   | 117,870 ( 73.5 )  | 111,475 ( 72.6 )  | △ 6,395 |
| 当座貸越   | 17,320 ( 10.8 )   | 16,482 ( 10.7 )   | △ 837   |
| 金融機関貸付 | 13,563 ( 8.4 )    | 13,936 ( 9.1 )    | 372     |
| 割引手形   | - ( - )           | - ( - )           | -       |
| 合計     | 160,394 ( 100.0 ) | 153,491 ( 100.0 ) | △ 6,903 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減      |
|--------|-------------------|-------------------|---------|
| 固定金利貸出 | 123,965 ( 79.3 )  | 120,926 ( 80.8 )  | △ 3,039 |
| 変動金利貸出 | 32,353 ( 20.7 )   | 28,659 ( 19.2 )   | △ 3,694 |
| 合計     | 156,319 ( 100.0 ) | 149,585 ( 100.0 ) | △ 6,734 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の使途別内訳残高]

(単位：百万円、%)

| 種類   | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減      |
|------|-------------------|-------------------|---------|
| 設備資金 | 95,887 ( 61.3 )   | 92,591 ( 61.9 )   | △ 3,295 |
| 運転資金 | 60,432 ( 38.7 )   | 56,993 ( 38.1 )   | △ 3,438 |
| 合計   | 156,319 ( 100.0 ) | 149,585 ( 100.0 ) | △ 6,734 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## [貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

| 種類         | 令和3年度   | 令和4年度   | 増減      |
|------------|---------|---------|---------|
| 貯金等        | 12,255  | 12,079  | △ 175   |
| 有価証券       | 216     | 151     | △ 64    |
| 動産         | 730     | 703     | △ 26    |
| 不動産        | 9,129   | 7,482   | △ 1,647 |
| その他担保物     | 573     | 871     | 298     |
| 計          | 22,904  | 21,289  | △ 1,615 |
| 農業信用基金協会保証 | 3,225   | 2,925   | △ 300   |
| その他保証      | 9       | 5       | △ 3     |
| 計          | 3,235   | 2,930   | △ 304   |
| 信用用        | 130,179 | 125,364 | △ 4,814 |
| 合計         | 156,319 | 149,585 | △ 6,734 |

## [債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

| 種類     | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減   |
|--------|-------|-------|------|
| 貯金等    | —     | —     | —    |
| 有価証券   | —     | —     | —    |
| 動産     | —     | —     | —    |
| 不動産    | —     | —     | —    |
| その他担保物 | —     | —     | —    |
| 計      | —     | —     | —    |
| 信用用    | 1,227 | 1,172 | △ 54 |
| 合計     | 1,227 | 1,172 | △ 54 |

## [貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

| 種類            | 令和3年度             | 令和4年度             | 増減       |
|---------------|-------------------|-------------------|----------|
| 農業            | 2,813 ( 1.8 )     | 3,066 ( 2.0 )     | 252      |
| 林業            | 20 ( 0.0 )        | 20 ( 0.0 )        | 0        |
| 水産業           | — ( — )           | — ( — )           | —        |
| 製造業           | 5,547 ( 3.6 )     | 5,544 ( 3.7 )     | △ 2      |
| 鉱業            | — ( — )           | — ( — )           | —        |
| 建設業           | 668 ( 0.4 )       | 688 ( 0.5 )       | 19       |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 327 ( 0.2 )       | 297 ( 0.2 )       | △ 30     |
| 運輸・通信業        | 243 ( 0.2 )       | 196 ( 0.1 )       | △ 46     |
| 卸売・小売・飲食業     | 17,397 ( 11.1 )   | 4,320 ( 2.9 )     | △ 13,077 |
| 金融・保険業        | 16,825 ( 10.8 )   | 17,770 ( 11.9 )   | 945      |
| 不動産業          | 3,485 ( 2.2 )     | 3,919 ( 2.6 )     | 434      |
| サービス業         | 14,550 ( 9.3 )    | 24,049 ( 16.1 )   | 9,499    |
| 地方公共団体        | 87,859 ( 56.2 )   | 83,610 ( 55.9 )   | △ 4,248  |
| その他の          | 6,582 ( 4.2 )     | 6,101 ( 4.1 )     | △ 481    |
| 合計            | 156,319 ( 100.0 ) | 149,585 ( 100.0 ) | △ 6,734  |

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## [主要な農業関係の貸出金残高]

### ①営農類型別

(単位：百万円)

| 種類       | 令和3年度  | 令和4年度  | 増       | 減 |
|----------|--------|--------|---------|---|
| 農業       | 2,831  | 3,077  | 245     |   |
| 穀作       | 18     | 29     | 10      |   |
| 野菜・園芸    | 443    | 456    | 12      |   |
| 果樹・樹園農業  | —      | —      | —       |   |
| 工芸作物     | 0      | 0      | △ 0     |   |
| 養豚・肉牛・酪農 | 2,360  | 2,575  | 215     |   |
| 養鶏・養卵    | 8      | 14     | 6       |   |
| 養蚕       | —      | —      | —       |   |
| その他農業    | —      | —      | —       |   |
| 農業関連団体等  | 18,301 | 16,619 | △ 1,681 |   |
| 合計       | 21,133 | 19,697 | △ 1,436 |   |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

### ②資金種類別

#### 〔貸出金〕

(単位：百万円)

| 種類      | 令和3年度  | 令和4年度  | 増       | 減 |
|---------|--------|--------|---------|---|
| プロパー資金  | 18,691 | 17,514 | △ 1,177 |   |
| 農業制度資金  | 2,441  | 2,182  | △ 258   |   |
| 農業近代化資金 | 2,132  | 1,904  | △ 227   |   |
| その他制度資金 | 308    | 277    | △ 31    |   |
| 合計      | 21,133 | 19,697 | △ 1,436 |   |

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### 〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

| 種類                     | 令和3年度 | 令和4年度 | 増  | 減 |
|------------------------|-------|-------|----|---|
| 日本政策金融公庫資金<br>(農林水産事業) | 8,174 | 8,203 | 29 |   |

## [農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況（法定・リレバン）]

(単位：百万円)

| 債 権 区 分           | 債 権 額 | 保 全 額   |     |     |       | 合 計   |
|-------------------|-------|---------|-----|-----|-------|-------|
|                   |       | 担 保     | 保 証 | 引 当 |       |       |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 333     | 22  | 0   | 311   | 333   |
|                   | 令和4年度 | 1,323   | 275 | 4   | 1,043 | 1,323 |
| 危  險  債  権        | 令和3年度 | 2,422   | 485 | 156 | 1,772 | 2,413 |
|                   | 令和4年度 | 1,500   | 114 | 241 | 1,144 | 1,500 |
| 要  管  理  債  権     | 令和3年度 | -       | -   | -   | -     | -     |
|                   | 令和4年度 | -       | -   | -   | -     | -     |
| 三 月 以 上 延 滞 債 権   | 令和3年度 | -       | -   | -   | -     | -     |
|                   | 令和4年度 | -       | -   | -   | -     | -     |
| 貸 出 条 件 緩 和 債 権   | 令和3年度 | -       | -   | -   | -     | -     |
|                   | 令和4年度 | -       | -   | -   | -     | -     |
| 小   計             | 令和3年度 | 2,755   | 507 | 156 | 2,083 | 2,747 |
|                   | 令和4年度 | 2,823   | 389 | 245 | 2,187 | 2,823 |
| 正  常  債  権        | 令和3年度 | 154,879 |     |     |       |       |
|                   | 令和4年度 | 148,019 |     |     |       |       |
| 合   計             | 令和3年度 | 157,635 |     |     |       |       |
|                   | 令和4年度 | 150,843 |     |     |       |       |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## [元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

## [貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額]

(単位：百万円)

| 区分      | 令和3年度    |           |       |       |          | 令和4年度    |           |       |       |          |
|---------|----------|-----------|-------|-------|----------|----------|-----------|-------|-------|----------|
|         | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |       | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |       | 期末<br>残高 |
|         |          |           | 目的使用  | その他   |          |          |           | 目的使用  | その他   |          |
| 一般貸倒引当金 | 517      | 506       | —     | 517   | 506      | 506      | 459       | —     | 506   | 459      |
| 個別貸倒引当金 | 2,431    | 2,083     | —     | 2,431 | 2,083    | 2,083    | 2,187     | —     | 2,083 | 2,187    |
| 合計      | 2,949    | 2,590     | —     | 2,949 | 2,590    | 2,590    | 2,646     | —     | 2,590 | 2,646    |

## [貸出金償却の額]

(単位：百万円)

| 項目     | 令和3年度  |   | 令和4年度 |   |
|--------|--------|---|-------|---|
|        | 貸出金償却額 | — | —     | — |
| 貸出金償却額 |        | — | —     | — |

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

## ● 財務内容のご報告

## 有価証券等の状況

## [種類別有価証券残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度           | 令和4年度           | 増減      |
|--------|-----------------|-----------------|---------|
| 国債     | 81,494 (44.1)   | 76,143 (40.1)   | △ 5,351 |
| 地方債    | 2,926 (1.6)     | 3,542 (1.9)     | 615     |
| 短期社債   | - (-)           | - (-)           | -       |
| 社債     | 50,391 (27.2)   | 56,614 (29.8)   | 6,222   |
| 株式     | 3,079 (1.7)     | 3,757 (2.0)     | 678     |
| 外国証券   | 30,440 (16.4)   | 33,028 (17.4)   | 2,587   |
| その他の証券 | 16,625 (9.0)    | 16,836 (8.8)    | 210     |
| 合計     | 184,957 (100.0) | 189,921 (100.0) | 4,964   |

(注) 1. ( ) 内は構成比です。

2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [種類別有価証券残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

| 種類     | 令和3年度           | 令和4年度           | 増減      |
|--------|-----------------|-----------------|---------|
| 国債     | 73,699 (42.0)   | 77,572 (41.2)   | 3,873   |
| 地方債    | 3,215 (1.9)     | 3,367 (1.8)     | 151     |
| 短期社債   | - (-)           | - (-)           | -       |
| 社債     | 46,932 (26.7)   | 56,439 (30.0)   | 9,507   |
| 株式     | 1,615 (0.9)     | 2,587 (1.4)     | 971     |
| 外国証券   | 30,585 (17.4)   | 32,831 (17.4)   | 2,246   |
| その他の証券 | 19,527 (11.1)   | 15,484 (8.2)    | △ 4,043 |
| 合計     | 175,576 (100.0) | 188,283 (100.0) | 12,707  |

(注) 1. ( ) 内は構成比です。

2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

## [有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

| 種類           | 1年以下          | 1年超<br>3年以下   | 3年超<br>5年以下   | 5年超<br>7年以下   | 7年超<br>10年以下  | 10年超          | 期間の定め<br>のないもの | 合計             |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| <b>令和3年度</b> |               |               |               |               |               |               |                |                |
| 国 債          | 13,092        | 1,010         | —             | —             | 25,880        | 41,510        | —              | 81,494         |
| 地 方 債        | —             | 509           | 211           | —             | —             | 2,205         | —              | 2,926          |
| 短 期 社 債      | —             | —             | —             | —             | —             | —             | —              | —              |
| 社 債          | 1,004         | 4,133         | 2,810         | 5,243         | 5,362         | 29,850        | 1,986          | 50,391         |
| 株 式          | —             | —             | —             | —             | —             | —             | 3,079          | 3,079          |
| 外 国 証 券      | 1,500         | 7,427         | 6,910         | 6,729         | 4,887         | 2,985         | —              | 30,440         |
| そ の 他 の 証 券  | 1,053         | 1,434         | 450           | 1,461         | 8,003         | 325           | 3,896          | 16,625         |
| <b>合 計</b>   | <b>16,651</b> | <b>14,515</b> | <b>10,383</b> | <b>13,433</b> | <b>44,134</b> | <b>76,876</b> | <b>8,962</b>   | <b>184,957</b> |
| <b>令和4年度</b> |               |               |               |               |               |               |                |                |
| 国 債          | 1,002         | —             | —             | 3,972         | 23,016        | 48,152        | —              | 76,143         |
| 地 方 債        | 501           | 208           | —             | —             | 790           | 2,041         | —              | 3,542          |
| 短 期 社 債      | —             | —             | —             | —             | —             | —             | —              | —              |
| 社 債          | 99            | 4,118         | 3,106         | 4,131         | 11,702        | 31,868        | 1,586          | 56,614         |
| 株 式          | —             | —             | —             | —             | —             | —             | 3,757          | 3,757          |
| 外 国 証 券      | 2,798         | 8,446         | 7,175         | 7,013         | 5,660         | 1,934         | —              | 33,028         |
| そ の 他 の 証 券  | 2,246         | 1,661         | 678           | 4,225         | 3,343         | 328           | 4,350          | 16,836         |
| <b>合 計</b>   | <b>6,648</b>  | <b>14,435</b> | <b>10,960</b> | <b>19,342</b> | <b>44,513</b> | <b>84,325</b> | <b>9,695</b>   | <b>189,921</b> |

(注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

## [有価証券の時価情報等]

## 1. 有価証券の時価情報

## (1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

## (2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

|                        | 種類     | 令和3年度        |     |     | 令和4年度        |     |      |
|------------------------|--------|--------------|-----|-----|--------------|-----|------|
|                        |        | 貸借対照表<br>計上額 | 時価  | 差額  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価  | 差額   |
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えないもの | 買入金銭債権 | 568          | 564 | △ 4 | 539          | 521 | △ 18 |
| 合                      | 計      | 568          | 564 | △ 4 | 539          | 521 | △ 18 |

## (3) その他有価証券

(単位：百万円)

|                                  | 種類     | 令和3年度    |         |         | 令和4年度    |         |         |
|----------------------------------|--------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
|                                  |        | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
| 貸借対照表<br>計上額が<br>取得原価を<br>超えるもの  | 株式     | 2,706    | 1,768   | 938     | 3,757    | 2,757   | 1,000   |
|                                  | 債券     | 48,983   | 47,107  | 1,875   | 21,401   | 20,095  | 1,305   |
|                                  | 国債     | 31,222   | 29,493  | 1,729   | 15,264   | 14,003  | 1,261   |
|                                  | 地方債    | 721      | 700     | 20      | 710      | 700     | 10      |
|                                  | 短期社債   | —        | —       | —       | —        | —       | —       |
|                                  | 社債     | 17,039   | 16,912  | 126     | 5,426    | 5,392   | 34      |
|                                  | その他の証券 | 25,511   | 23,986  | 1,525   | 16,621   | 15,292  | 1,328   |
|                                  | 外国証券   | 11,402   | 11,304  | 97      | 4,950    | 4,899   | 50      |
|                                  | その他の証券 | 14,108   | 12,681  | 1,427   | 11,671   | 10,393  | 1,277   |
|                                  | 小計     | 77,200   | 72,861  | 4,338   | 41,780   | 38,145  | 3,635   |
| 貸借対照表<br>計上額が<br>取得原価を<br>超えないもの | 株式     | 372      | 393     | △ 21    | —        | —       | —       |
|                                  | 債券     | 85,829   | 87,636  | △ 1,807 | 114,898  | 120,277 | △ 5,378 |
|                                  | 国債     | 50,271   | 51,654  | △ 1,383 | 60,878   | 63,978  | △ 3,099 |
|                                  | 地方債    | 2,205    | 2,304   | △ 99    | 2,831    | 3,039   | △ 207   |
|                                  | 短期社債   | —        | —       | —       | —        | —       | —       |
|                                  | 社債     | 33,352   | 33,677  | △ 325   | 51,187   | 53,259  | △ 2,071 |
|                                  | その他の証券 | 21,555   | 22,245  | △ 690   | 33,242   | 34,781  | △ 1,539 |
|                                  | 外国証券   | 19,038   | 19,544  | △ 506   | 28,077   | 29,138  | △ 1,060 |
|                                  | その他の証券 | 2,516    | 2,700   | △ 183   | 5,164    | 5,643   | △ 478   |
|                                  | 小計     | 107,756  | 110,276 | △ 2,519 | 148,140  | 155,058 | △ 6,918 |
| 合計                               |        | 184,957  | 183,137 | 1,819   | 189,921  | 193,204 | △ 3,283 |

## 2. 金銭の信託の時価情報

## (1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## (2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## (3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

|              | 貸借対照表額 | 取得原価  | 差額    | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
|--------------|--------|-------|-------|-----------------------|------------------------|
| <b>令和3年度</b> |        |       |       |                       |                        |
| その他の金銭の信託    | 3,228  | 3,500 | △ 271 | —                     | △ 271                  |
| <b>令和4年度</b> |        |       |       |                       |                        |
| その他の金銭の信託    | 1,806  | 2,000 | △ 193 | —                     | △ 193                  |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

## ●財務内容のご報告

## 為替・受託貸付金業務の状況

## [内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

|       |    | 令和3年度   |         | 令和4年度   |         |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|
|       |    | 仕向      | 被仕向     | 仕向      | 被仕向     |
| 送金・振込 | 件数 | 78,392  | 49,383  | 77,065  | 48,800  |
|       | 金額 | 376,021 | 361,015 | 375,029 | 379,603 |
| 代金取立  | 件数 | 22      | —       | 13      | —       |
|       | 金額 | 412     | —       | 258     | —       |
| 雜為替   | 件数 | 5,686   | 5,850   | 5,290   | 5,421   |
|       | 金額 | 1,176   | 2,202   | 1,394   | 2,365   |

## [受託貸付金残高]

(単位：百万円)

| 受託先                       | 令和3年度  | 令和4年度  |
|---------------------------|--------|--------|
| 株式会社 日本政策金融公庫<br>(農林水産事業) | 8,174  | 8,203  |
| 株式会社 日本政策金融公庫<br>(国民生活事業) | 125    | 97     |
| 独立行政法人 住宅金融支援機構           | 2,830  | 2,422  |
| 独立行政法人 福祉医療機構             | 9      | 7      |
| 合計                        | 11,139 | 10,731 |

## ● 財務内容のご報告

## 自己資本比率の状況（単体）

### [自己資本の状況]

#### ●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、12.98%となりました。

#### ●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

#### 普通出資金

| 項 目                                    | 内 容             |
|--|-----------------|
| 発 行 主 体                                | 岩手県信用農業協同組合連合会  |
| 資 本 調 達 手 段 の 種 類                      | 普通出資金           |
| コ ア 資 本 に か か る<br>基 礎 項 目 に 算 入 し た 額 | 234億円（前年度234億円） |

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）及び統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスク及びオペレーションル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## [自己資本の構成]

(単位：百万円、%)

| 項目  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|---|--------|--------|
| コア資本にかかる基礎項目 (1)  |        |        |
| 普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額                                 | 41,117 | 41,573 |
| うち、出資金及び資本準備金の額   | 23,463 | 23,463 |
| うち、再評価積立金の額   | –      | –      |
| うち、利益剰余金の額  | 18,105 | 18,318 |
| うち、外部流出予定額(△)   | 451    | 208    |
| うち、上記以外に該当するものの額  | –      | –      |
| コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 2,366  | 2,319  |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額                                  | 2,366  | 2,319  |
| うち、適格引当金コア資本算入額   | –      | –      |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額                         | –      | –      |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額 | –      | –      |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額 | –      | –      |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)  | 43,484 | 43,893 |
| コア資本にかかる調整項目 (2)  |        |        |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額                    | 3      | 5      |
| うち、のれんにかかるものの額  | –      | –      |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額                          | 3      | 5      |
| 繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額                                    | –      | –      |
| 適格引当金不足額  | –      | –      |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                      | –      | –      |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                          | –      | –      |
| 前払年金費用の額  | –      | –      |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額                              | –      | –      |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                | –      | –      |
| 少數出資金融機関等の対象普通出資等の額   | –      | –      |
| 特定項目にかかる十パーセント基準超過額   | –      | –      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                         | –      | –      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額                      | –      | –      |
| うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額                          | –      | –      |
| 特定項目にかかる十五パーセント基準超過額  | –      | –      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                         | –      | –      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額                      | –      | –      |
| うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額                          | –      | –      |
| コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)  | 3      | 5      |
| 自己資本  |        |        |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)   | 43,480 | 43,887 |

| 項目                               | 令和3年度   | 令和4年度   |
|----------------------------------|---------|---------|
| リスク・アセット等 (3)                    |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                 | 333,353 | 334,572 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額  | –       | –       |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー             | –       | –       |
| うち、上記以外に該当するものの額                 | –       | –       |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 3,445   | 3,486   |
| 信用リスク・アセット調整額                    | –       | –       |
| オペレーション・リスク相当額調整額                | –       | –       |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二)              | 336,799 | 338,059 |
| 自己資本比率                           |         |         |
| 自己資本比率((ハ)/(二))                  | 12.90%  | 12.98%  |

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。  
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。  
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## [自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 区分  | 令和3年度          |            |               | 令和4年度          |            |               |
|---|----------------|------------|---------------|----------------|------------|---------------|
|   | エクspoージャーの期末残高 | リスク・アセット額a | 所要自己資本額b=a×4% | エクspoージャーの期末残高 | リスク・アセット額a | 所要自己資本額b=a×4% |
| 信用リスク・アセット  |                |            |               |                |            |               |
| 現金  | 294            | —          | —             | 379            | —          | —             |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け  | 81,223         | —          | —             | 78,037         | —          | —             |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け   | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| 国際決済銀行等向け   | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| 我が國の地方公共団体向け  | 90,921         | —          | —             | 87,406         | —          | —             |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け   | 203            | 40         | 1             | 203            | 40         | 1             |
| 国際開発銀行向け  | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| 地方公共団体金融機関向け  | 500            | 50         | 2             | 500            | 50         | 2             |
| 我が国の政府関係機関向け  | 568            | 56         | 2             | 539            | 53         | 2             |
| 地方三公社向け   | 397            | 0          | —             | 397            | 0          | —             |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け   | 560,845        | 108,670    | 4,346         | 550,882        | 107,405    | 4,296         |
| 法人等向け   | 82,579         | 60,017     | 2,400         | 92,311         | 60,840     | 2,433         |
| 中小企業等向け及び個人向け   | 372            | 250        | 10            | 366            | 237        | 9             |
| 抵当権付住宅ローン   | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| 不動産取得等事業向け  | 4,013          | 3,255      | 130           | 4,348          | 3,489      | 139           |
| 三月以上延滞等   | 137            | 10         | 0             | 251            | 192        | 7             |
| 取立未済手形  | 63             | 12         | 0             | 7              | 1          | 0             |
| 信用保証協会等による保証付   | 3,310          | 312        | 12            | 3,002          | 289        | 11            |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付  | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| 出資等   | 3,086          | 3,086      | 123           | 3,681          | 3,681      | 147           |
| (うち出資等のエクspoージャー)   | 3,086          | 3,086      | 123           | 3,681          | 3,681      | 147           |
| (うち重要な出資のエクspoージャー)   | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| 上記以外  | 61,842         | 148,415    | 5,936         | 62,011         | 147,727    | 5,909         |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクspoージャー)                                 | 16,361         | 40,903     | 1,636         | 15,651         | 39,129     | 1,565         |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクspoージャー)  | 39,998         | 99,995     | 3,999         | 39,998         | 99,995     | 3,999         |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクspoージャー)   | 244            | 611        | 24            | 222            | 556        | 22            |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)                                    | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクspoージャー) | 3,363          | 5,045      | 201           | 3,841          | 5,761      | 230           |
| (うち上記以外のエクspoージャー)  | 1,874          | 1,860      | 74            | 2,297          | 2,283      | 91            |
| 証券化   | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| (うちSTC要件適用分)  | —              | —          | —             | —              | —          | —             |
| (うち非STC要件適用分)   | —              | —          | —             | —              | —          | —             |

| 区分  | 令和3年度                           |                             |                                 | 令和4年度                       |                                 |                             |
|---|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 再証券化  | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                      | 19,020                          | 9,173                       | 366                             | 18,166                      | 10,563                          | 422                         |
| (うちルックスルーワイド)   | 19,020                          | 9,173                       | 366                             | 18,166                      | 10,563                          | 422                         |
| (うちマンデート方式)   | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| (うち蓋然性方式250%)   | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| (うち蓋然性方式400%)   | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| (うちフォールバック方式)   | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                       | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) |                                 |                             |                                 |                             |                                 |                             |
| 標準的手法を適用するエクspoージャー別計   | 909,379                         | 333,353                     | 13,334                          | 902,493                     | 334,572                         | 13,382                      |
| CVAリスク相当額÷8%  |                                 | -                           | -                               |                             | -                               | -                           |
| 中央清算機関連エクspoージャー  | -                               | -                           | -                               | -                           | -                               | -                           |
| 合計(信用リスク・アセットの額)  | 909,379                         | 333,353                     | 13,334                          | 902,493                     | 334,572                         | 13,382                      |
| オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額<br><基礎的手法>                              | オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ | オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ | オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ |
| 所要自己資本額   | 3,445                           | 137                         | 3,486                           | 139                         |                                 |                             |
|   | リスク・アセット等(分母)合計<br>a            | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ | リスク・アセット等(分母)合計<br>a            | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ | リスク・アセット等(分母)合計<br>a            | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ |
|   | 336,799                         | 13,471                      | 338,059                         | 13,522                      |                                 |                             |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクspoージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。  
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したもののが該当します。  
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
 8. オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{(\text{粗利益} (\text{正の値の場合に限る}) \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## [信用リスクに関する事項]

### ●リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しています。

### ●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

#### 適格格付機関

|                                    |
|------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I)                |
| 株式会社日本格付研究所(JCR)                   |
| ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P)               |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)            |

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクspoージャー          | 適格格付機関                        | カントリー・リスク・スコア |
|--------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府及び中央銀行         |                               | 日本貿易保険        |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー   | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポージャー     |                               | 日本貿易保険        |
| 法人等向けエクspoージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 法人等向けエクspoージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## (1) 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

|                 | 令和3年度          | 令和4年度   |         |            |        |         |            |         |        |     |     |
|-----------------|----------------|---------|---------|------------|--------|---------|------------|---------|--------|-----|-----|
|                 |                | うち貸出金等  | うち債券    | うち店頭デリバティブ | うち貸出金等 | うち債券    | うち店頭デリバティブ |         |        |     |     |
| 国 内             | 859,435        | 172,195 | 134,926 | —          | 137    | 850,199 | 162,612    | 140,555 | —      | 251 |     |
| 国 外             | 30,923         | —       | 30,923  | —          | —      | 34,127  | —          | 34,127  | —      | —   |     |
| 地 域 別 残 高 計     | 890,358        | 172,195 | 165,850 | —          | 137    | 884,326 | 162,612    | 174,682 | —      | 251 |     |
| 法 人             | 農 業            | 3,347   | 3,347   | —          | —      | 22      | 3,608      | 3,608   | —      | —   | 21  |
|                 | 林 業            | 60      | 60      | —          | —      | —       | 60         | 60      | —      | —   | —   |
|                 | 水産業            | —       | —       | —          | —      | —       | —          | —       | —      | —   | —   |
|                 | 製造業            | 15,413  | 5,646   | 8,560      | —      | —       | 17,968     | 5,634   | 10,959 | —   | —   |
|                 | 鉱 業            | —       | —       | —          | —      | —       | —          | —       | —      | —   | —   |
|                 | 建設・不動産業        | 11,288  | 4,154   | 6,756      | —      | 54      | 12,603     | 4,609   | 7,459  | —   | 170 |
|                 | 電気・ガス・熱供給・水道業  | 10,861  | 327     | 10,533     | —      | —       | 14,630     | 297     | 14,333 | —   | —   |
|                 | 運輸・通信業         | 4,752   | 243     | 4,167      | —      | —       | 4,892      | 198     | 4,344  | —   | —   |
|                 | 金融・保険業         | 618,722 | 25,900  | 45,474     | —      | —       | 614,351    | 23,583  | 49,280 | —   | —   |
|                 | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 43,806  | 37,258  | 6,127      | —      | —       | 40,110     | 33,143  | 6,524  | —   | —   |
|                 | 日本国政府・地方公共団体   | 172,144 | 87,912  | 84,231     | —      | —       | 165,443    | 83,662  | 81,781 | —   | —   |
|                 | 上記以外           | 840     | —       | —          | —      | —       | 840        | —       | —      | —   | —   |
| 個 人             | 1,844          | 1,844   | —       | —          | 61     | 1,844   | 1,844      | —       | —      | 59  |     |
| その他             | 7,277          | 5,500   | —       | —          | —      | 7,973   | 5,970      | —       | —      | —   |     |
| 業 種 別 残 高 計     | 890,358        | 172,195 | 165,850 | —          | 137    | 884,326 | 162,612    | 174,682 | —      | 251 |     |
| 1年以下            | 566,828        | 36,737  | 15,535  | —          |        | 537,156 | 28,238     | 4,407   | —      |     |     |
| 1年超3年以下         | 70,642         | 59,309  | 11,333  | —          |        | 82,581  | 65,737     | 12,843  | —      |     |     |
| 3年超5年以下         | 50,553         | 39,400  | 11,152  | —          |        | 44,782  | 34,290     | 10,491  | —      |     |     |
| 5年超7年以下         | 13,921         | 1,532   | 12,388  | —          |        | 18,823  | 3,371      | 15,451  | —      |     |     |
| 7年超10年以下        | 41,896         | 6,191   | 35,705  | —          |        | 48,317  | 7,424      | 40,893  | —      |     |     |
| 10年超            | 89,979         | 12,247  | 77,731  | —          |        | 100,180 | 11,288     | 88,892  | —      |     |     |
| 期限の定めのないもの      | 56,536         | 16,775  | 2,004   | —          |        | 52,486  | 12,261     | 1,703   | —      |     |     |
| 残 存 期 間 別 残 高 計 | 890,358        | 172,195 | 165,850 | —          |        | 884,326 | 162,612    | 174,682 | —      |     |     |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポートをいいます。
5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

## a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

|         | 令和3年度 |       |       |       | 令和4年度 |       |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |       | 期末残高  | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |       |       |
|         |       |       | 目的使用  | その他   |       |       |       | 目的使用  | その他   |       |
| 一般貸倒引当金 | 517   | 506   | —     | 517   | 506   | 506   | 459   | —     | 506   | 459   |
| 個別貸倒引当金 | 2,431 | 2,083 | —     | 2,431 | 2,083 | 2,083 | 2,187 | —     | 2,083 | 2,187 |

## b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

|      | 令和3年度          |           |           |       |          | 令和4年度     |         |           |           |       |       |       |   |
|------|----------------|-----------|-----------|-------|----------|-----------|---------|-----------|-----------|-------|-------|-------|---|
|      | 個別貸倒引当金        |           |           |       |          | 貸出金<br>償却 | 個別貸倒引当金 |           |           |       |       |       |   |
|      | 期首残高           | 期中<br>増加額 | 期中<br>減少額 | 期末残高  | 目的<br>使用 |           | 期首残高    | 期中<br>増加額 | 期中<br>減少額 | 期末残高  |       |       |   |
| 国内   | 2,431          | 2,083     | —         | 2,431 | 2,083    | —         | 2,083   | 2,187     | —         | 2,083 | 2,187 |       |   |
| 国外   | —              | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     |       |   |
| 地域別計 | 2,431          | 2,083     | —         | 2,431 | 2,083    | —         | 2,083   | 2,187     | —         | 2,083 | 2,187 |       |   |
| 法    | 農業             | 252       | 281       | —     | 252      | 281       | —       | 281       | 337       | —     | 281   | 337   | — |
| 人    | 林業             | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     | —     |   |
|      | 水産業            | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     | —     |   |
|      | 製造業            | 423       | 411       | —     | 423      | 411       | —       | 411       | 401       | —     | 411   | 401   | — |
|      | 鉱業             | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     | —     |   |
|      | 建設・不動産業        | 1,062     | 785       | —     | 1,062    | 785       | —       | 785       | 878       | —     | 785   | 878   | — |
|      | 電気・ガス・熱供給・水道業  | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     | —     |   |
|      | 運輸・通信業         | 21        | 20        | —     | 21       | 20        | —       | 20        | 19        | —     | 20    | 19    | — |
|      | 金融・保険業         | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     | —     |   |
|      | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 617       | 510       | —     | 617      | 510       | —       | 510       | 472       | —     | 510   | 472   | — |
|      | 上記以外           | —         | —         | —     | —        | —         | —       | —         | —         | —     | —     | —     |   |
|      | 個人             | 54        | 74        | —     | 54       | 74        | —       | 74        | 76        | —     | 74    | 76    | — |
|      | 業種別計           | 2,431     | 2,083     | —     | 2,431    | 2,083     | —       | 2,083     | 2,187     | —     | 2,083 | 2,187 | — |

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

|                | 令和3年度 |        |         | 令和4年度   |        |         |
|----------------|-------|--------|---------|---------|--------|---------|
|                | 格付あり  | 格付なし   | 計       | 格付あり    | 格付なし   | 計       |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | 0%    | —      | 192,779 | 192,779 | —      | 182,341 |
|                | 2%    | —      | —       | —       | —      | —       |
|                | 4%    | —      | —       | —       | —      | —       |
|                | 10%   | —      | 4,221   | 4,221   | —      | 3,958   |
|                | 20%   | 4,451  | 542,067 | 546,518 | 9,653  | 537,376 |
|                | 35%   | —      | —       | —       | —      | —       |
|                | 50%   | 33,609 | 132     | 33,741  | 40,620 | 124     |
|                | 75%   | —      | 342     | 342     | —      | 335     |
|                | 100%  | 13,800 | 38,987  | 52,787  | 12,454 | 37,625  |
|                | 150%  | —      | 3,363   | 3,363   | —      | 3,963   |
|                | 250%  | —      | 56,604  | 56,604  | —      | 55,872  |
|                | その他   | —      | —       | —       | —      | —       |
|                | 1250% | —      | —       | —       | —      | —       |
| 合 計            |       | 51,860 | 838,497 | 890,358 | 62,729 | 821,597 |
|                |       |        |         |         |        | 884,326 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

## [信用リスク削減手法に関する事項]

### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

#### ● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

|                     | 令和3年度    |       |              | 令和4年度    |       |              |
|---------------------|----------|-------|--------------|----------|-------|--------------|
|                     | 適格金融資産担保 | 保証    | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証    | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け        | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 我が国の政府関係機関向け        | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 地方公社向け              | —        | 397   | —            | —        | 397   | —            |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 8,200    | —     | —            | 4,500    | —     | —            |
| 法人等向け               | —        | 1,023 | —            | —        | 2,524 | —            |
| 中小企業等向け及び個人向け       | —        | 9     | —            | —        | 5     | —            |
| 抵当権付住宅ローン           | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 不動産取得等事業向け          | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 三月以上延滞等             | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 証券化                 | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 中央清算機関連             | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 上記以外                | —        | —     | —            | —        | —     | —            |
| 合計                  | 8,200    | 1,429 | —            | 4,500    | 2,927 | —            |

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### [派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項]

##### ● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程及び余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

##### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

|                | 令和3年度         | 令和4年度         |
|----------------|---------------|---------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポート方式 | カレント・エクスポート方式 |

## 令和3年度

(単位：百万円)

|                              | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担保      |    |     | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|----|-----|--------------------|
|                              |             |                    | 現金・自会貯金 | 債券 | その他 |                    |
| (1)外国為替関連取引                  | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (2)金利関連取引                    | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (3)金関連取引                     | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (4)株式関連取引                    | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (5)貴金属(金を除く)関連取引             | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (6)その他コモディティ関連取引             | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (7)クレジット・デリバティブ              | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 派生商品合計                       | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 長期決済期間取引                     | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲) | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 合 計                          | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |

## 令和4年度

(単位：百万円)

|                              | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担保      |    |     | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|----|-----|--------------------|
|                              |             |                    | 現金・自会貯金 | 債券 | その他 |                    |
| (1)外国為替関連取引                  | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (2)金利関連取引                    | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (3)金関連取引                     | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (4)株式関連取引                    | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (5)貴金属(金を除く)関連取引             | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (6)その他コモディティ関連取引             | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| (7)クレジット・デリバティブ              | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 派生商品合計                       | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 長期決済期間取引                     | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲) | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |
| 合 計                          | —           | —                  | —       | —  | —   | —                  |

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛率を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことを行います。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

|           | 令和3年度      |            | 令和4年度      |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
|           | プロテクションの購入 | プロテクションの提供 | プロテクションの購入 | プロテクションの提供 |
| 想 定 元 本 額 | —          | —          | —          | —          |

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことを行います。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

|           | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|-------|
| 想 定 元 本 額 | —     | —     |

## [証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

## [オペレーションル・リスクに関する事項]

### ●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーションル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針に基づきオペレーションル・リスクを管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査及び内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

### ●オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーションル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## [出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

### ●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクspoージャーに関して、リスクマネジメント方針及び余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

#### (1) 出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

|       | 令和3年度        |        | 令和4年度        |        |
|-------|--------------|--------|--------------|--------|
|       | 貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額  |
| 上 場   | 3,079        | 3,079  | 3,757        | 3,757  |
| 非 上 場 | 32,913       | 32,913 | 32,913       | 32,913 |
| 合 計   | 35,992       | 35,992 | 36,671       | 36,671 |

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

#### (2) 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和3年度 |     |     | 令和4年度 |     |     |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益   | 売却損 | 償却額 | 売却益   | 売却損 | 償却額 |
| 19    | 31  | —   | 10    | 15  | —   |

#### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和3年度 |     | 令和4年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| 938   | 21  | 1,000 | —   |

#### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和3年度 |     | 令和4年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| —     | —   | —     | —   |

## [リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

|                                | 令和3年度  | 令和4年度  |
|--------------------------------|--------|--------|
| ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー     | 19,020 | 18,166 |
| マンデート方式を適用するエクspoージャー          | —      | —      |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー      | —      | —      |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー      | —      | —      |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー | —      | —      |

## [金利リスクに関する事項]

### ●リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

#### ▶ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### ▶ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

#### ▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

### ●金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（△EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

#### ▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.66年となっております。

#### ▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

#### ▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

#### ▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

#### ▶ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
 

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
 

内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の増加によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 

該当ありません。
- ▶ 金利ショックに関する説明
 

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ▶ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）
 

特段ありません。

#### ● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

| 項目番号 |           | イ        | ロ       | ハ      | ニ     |
|------|-----------|----------|---------|--------|-------|
|      |           | △EVE     |         | △NII   |       |
|      |           | 当期末      | 前期末     | 当期末    | 前期末   |
| 1    | 上方パラレルシフト | 17,027   | 16,257  | 2,008  | 1,757 |
| 2    | 下方パラレルシフト | △ 12,429 | △ 6,905 | 0      | △ 1   |
| 3    | ステイープ化    | 12,612   | 12,186  |        |       |
| 4    | フラット化     | △ 7,465  | △ 4,966 |        |       |
| 5    | 短期金利上昇    | 2,483    | 2,571   |        |       |
| 6    | 短期金利低下    | △ 911    | △ 118   |        |       |
| 7    | 最大値       | 17,027   | 16,257  | 2,008  | 1,757 |
| 8    | 自己資本の額    | ホ        |         | ヘ      |       |
|      |           | 当期末      |         | 前期末    |       |
|      |           | 43,887   |         | 43,480 |       |

## (用語説明)

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 4



## コンプライアンス等への 取り組み

---

|                           |    |
|---------------------------|----|
| コンプライアンスへの取り組み            | 84 |
| マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応 | 85 |
| 利用者保護への取り組み               | 86 |
| 利益相反管理方針の概要               | 87 |
| 個人情報保護への取り組み              | 88 |
| 金融ADR制度への対応               | 89 |
| 金融円滑化への取り組み               | 90 |
| 内部監査体制及びリスク管理体制           | 91 |

● コンプライアンス等への取り組み

## コンプライアンス等への取り組み

### コンプライアンス への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令等を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められております。

当会はその責任を十分認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンスにかかる基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修などで全役職員に徹底しています。

他にも、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラム推進要領に基づき実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

### 《コンプライアンスにかかる基本方針》

#### I 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

#### II 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

#### III 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請

に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

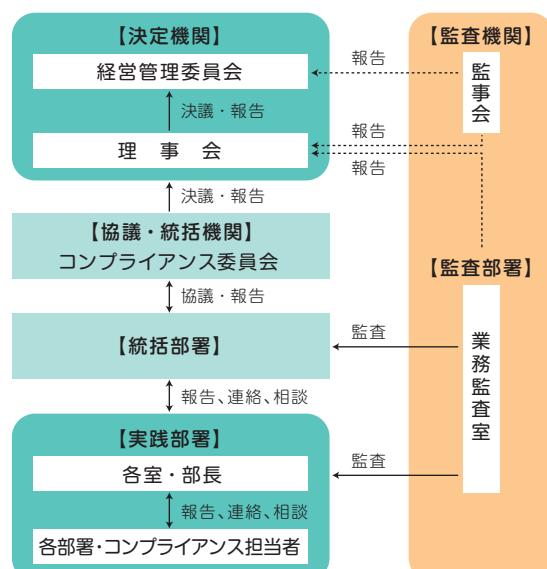
#### V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

#### VI 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 《コンプライアンス実施体制》



## マネー・ローンダーリング等及び反社会的勢力等への対応

当会は、「マネー・ローンダーリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまで以上に高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### 《マネー・ローンダーリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダーリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### (運営等)

当会は、マネー・ローンダーリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダーリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### (マネー・ローンダーリング等の防止)

当会は、実効的なマネー・ローンダーリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### (反社会的勢力との決別)

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### (組織的な対応)

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### (外部専門機関との連携)

当会は、警察、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 利用者保護への 取り組み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るために継続的な取り組みを行っています。

### 《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備に努める。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

## 利益相反 管理方針の 概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農協法、金融商品取引法、関係するガイドライン及び利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

### 《利益相反管理方針の概要》

#### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客様と当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客様と他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### 3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

まに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

#### (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。

この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 個人情報保護への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護方針」を策定・公表するとともに個人情報の取り扱いにかかる内部管理規程等を定め、統括管理者を設置する等個人情報の保護にかかる体制を整備しております。

### 《個人情報保護方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

#### 1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

#### 2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

#### 3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者及び委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

#### 5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定

める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 8. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものといいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等並びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

#### 10. 繼続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

#### 11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号

岩手県信用農業協同組合連合会 資金部

TEL 019-626-8726

## 金融ADR制度 への対応

金融ADR制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法などに各金融機関の行為規制が定められています。

当会では、ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客さまからお申し出の内容・事情等を十分にお聞き取りするなどし、可能な限りお客さまのご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。

### ①苦情処理措置の内容

当会では、利用者のみなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談及び苦情等を受け付けております。

|         |           |                         |
|---------|-----------|-------------------------|
| 苦情等受付窓口 | 資金部（貯金関係） | 電話番号 019-626-8726       |
|         | 融資部（貸出関係） | 電話番号 019-626-8735       |
|         | 受付時間      | 9:00～17:00（金融機関の休業日を除く） |

なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

|                                   |
|-----------------------------------|
| JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所） |
| 電話番号 03-6837-1359                 |
| 受付時間 9:00～17:00（金融機関の休業日を除く）      |

### ②紛争解決措置の内容

苦情などの申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者のみなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

なお、JAバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者のみなさまは当相談所を通じて上記弁護士会をご利用いただけます（直接の申し立てはできません）。

## 金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本の方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

(令和4年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権累計は、295件、10,886百万円となっております。)

### 《金融円滑化にかかる基本の方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含

む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
  - (1) 代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● コンプライアンス等への取り組み

## 内部監査体制及びリスク管理体制

### 内部監査体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

### リスク管理体制

会員・利用者のみなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関としてALM・リスク管理体制を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスクを総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

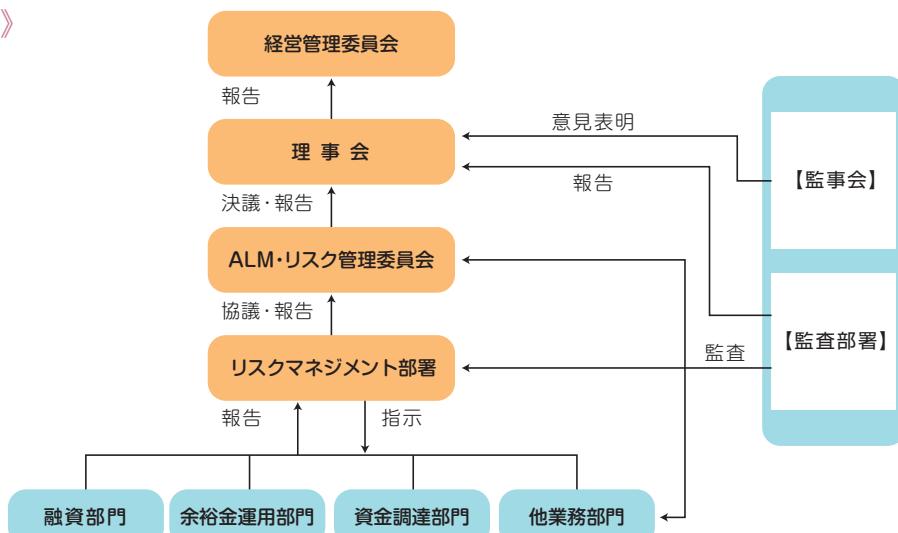
#### ①リスク管理体制

「リスクマネジメント方針」等リスク管理にかかる重要事項の決定は理事会で行っています。また、各種リスクの実態把握及び統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査及び債権管理能力の向上に努めています。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

#### 《リスク管理体制》



## ②各種リスク管理

### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理するなど、信用リスク管理に努めています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めています。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等のリスク量、銀行勘定の金利リスク量(△EVE 及び△NII)を計測し、リスクバランスや銀行勘定の金利リスク量の水準を管理しております。

### リスクマネジメント

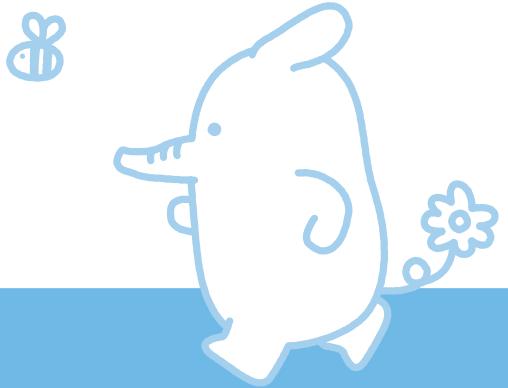
### オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、業務の過程、役職員の活動、システムの不適切及び外生的な事象にかかるリスク等です。

当会では、報告制度により顕在化事象を分析するとともに、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、情報セキュリティに対してはセキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。近年高度化・巧妙化しているサイバー攻撃については、部門横断的な管理態勢のもとでサイバーセキュリティ対策の強化を図っています。

# 5



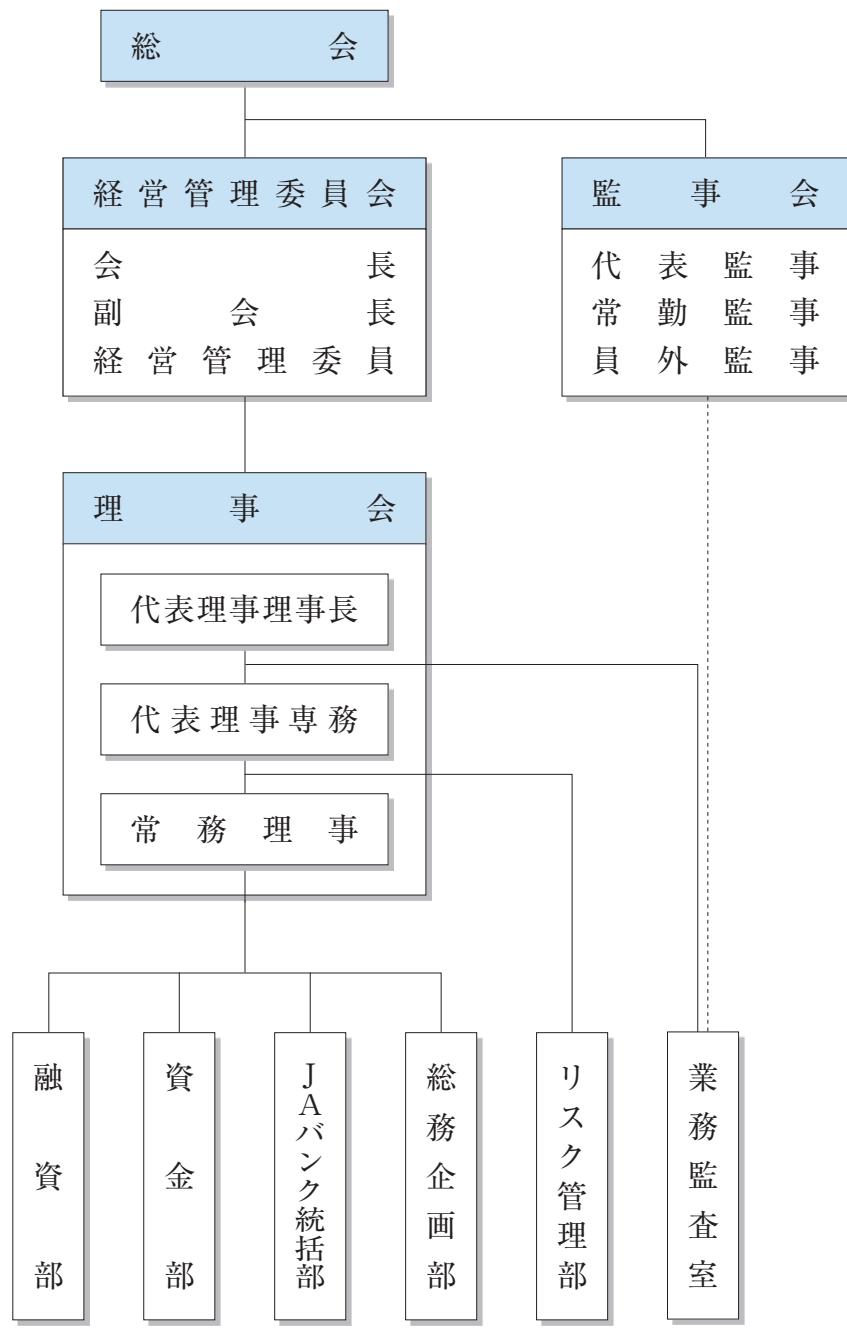
## 当会のプロフィール

---

|         |    |
|---------|----|
| 組織図・職員数 | 94 |
| 役員      | 95 |
| 店舗・会員数等 | 96 |
| 当会のあゆみ  | 97 |

## ● 当会のプロフィール

## 組織図・職員数



## [職員数]

| 区分   | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 男子職員 | 58人   | 59人   |
| 女子職員 | 21人   | 26人   |
| 合計   | 79人   | 85人   |

(令和5年3月31日現在)

## ●当会のプロフィール

# 役 員



経営管理委員会会長  
**伊 藤 清 孝**



経営管理委員会副会長  
**苅 谷 雅 行**



代表理事理事長  
**荒木田 裕 樹**



代表理事専務  
**工 藤 孝 志**

## [役員の一覧]

### ●経営管理委員会

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 経営管理委員会会長（非常勤）  | <b>伊 藤 清 孝</b> |
| 経営管理委員会副会長（非常勤） | <b>苅 谷 雅 行</b> |
| 経営管理委員（非常勤）     | <b>佐 藤 鉱 一</b> |
| 経営管理委員（非常勤）     | <b>後 藤 元 夫</b> |
| 経営管理委員（非常勤）     | <b>小 川 節 男</b> |
| 経営管理委員（非常勤）     | <b>浅 沼 清 一</b> |
| 経営管理委員（非常勤）     | <b>高 橋 利 光</b> |

### ●理事会

|             |                |
|-------------|----------------|
| 代表理事理事長（常勤） | <b>荒木田 裕 樹</b> |
| 代表理事専務（常勤）  | <b>工 藤 孝 志</b> |
| 常務理事（常勤）    | <b>星 川 孝 志</b> |

### ●監事会

|           |                |
|-----------|----------------|
| 代表監事（非常勤） | <b>猪 股 岩 夫</b> |
| 常勤監事（常勤）  | <b>鈴 木 邦 彦</b> |
| 員外監事（非常勤） | <b>穀 田 有 一</b> |

（令和5年6月30日現在）

## ● 当会のプロフィール

## 店舗・会員数等

### [店舗]

| 店舗名 | 所在地          | 代表電話番号       |
|-----|--------------|--------------|
| 本所  | 盛岡市大通一丁目2番1号 | 019-626-8700 |

### [会員数]

| 資格  | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|
| 正会員 | 21会員  | 21会員  |
| 准会員 | 61会員  | 61会員  |
| 合計  | 82会員  | 82会員  |

### access

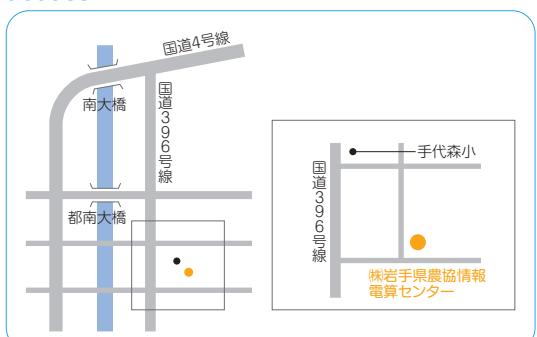


### [子会社等]

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 名称     | 株式会社 岩手県農協情報電算センター |
| 所在地    | 盛岡市黒川7地割19番地       |
| 設立年月日  | 昭和53年4月14日         |
| 資本金    | 440百万円             |
| 当会出資比率 | 26.1%              |
| 業務内容   | 電算機処理の受託及びシステム開発   |

注) 関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益の金額の重要性が乏しいことから、令和5年3月における個別財務諸表への注記を省略しており、連結貸借対照表等いわゆる連結財務諸表については、作成しておりません。

### access



### [自動化機器設置状況]

|           | 台数  |
|-----------|-----|
| 県内JA設置ATM | 168 |
| 当会設置ATM   | 2   |
| 合計        | 170 |

(令和5年3月31日現在)



### [会計監査人の名称]

みのり監査法人（令和5年6月現在） 所在地 東京都港区

### [特定信用事業代理業者の状況]

該当する取引はありません。

## ○当会のプロフィール

# 当会のあゆみ（暦年）

## 昭 和

- 22年 「農業協同組合法」公布  
 23年 当会設立  
 29年 農林漁業金融公庫資金業務取扱開始  
 37年 産業会館落成に伴い本所事務所移転  
 38年 住宅金融公庫資金業務取扱開始  
 39年 全国農協貯金者保護制度発足  
 41年 内国為替業務開始  
 45年 盛岡手形交換所に代理交換加盟  
 49年 全国農協信用事業相互援助制度発足  
 51年 当会年度末貯金残高1,000億円達成  
 53年 雇用促進事業団の財形進学融資業務受託  
 国民金融公庫の進学資金貸付業務受託  
 54年 全国銀行内国為替制度加盟  
 55年 当会年度末貯金残高2,000億円達成  
 56年 事務センター完成、オンラインシステム稼動  
 57年 現金自動支払機（CD）稼動  
 58年 協同クレジットカード（JAカード）取扱開始  
 59年 県内農協貯金5,000億円達成記念並びに組合金融躍進  
 大会開催  
 江刺支所を水沢支所に統合。平成8年まで段階的に13  
 支所を統廃合  
 60年 全国農協貯金ネットサービス稼動  
 61年 自由金利型定期貯金の取扱開始  
 当会年度末貯金残高3,000億円達成  
 62年 岩手銀行とのCDオンライン提携開始  
 63年 マイカーローン「ウイング」発売

## 平 成

- 1年 レディースプラン「ほほえみ」発売  
 2年 都銀等との業態間CDオンライン提携（MICS）加盟  
 当会年度末貯金残高4,000億円達成  
 3年 外貨両替業務取扱開始  
 4年 当会年度末貯金残高5,000億円達成  
 CIの展開 愛称「JA」の採用  
 6年 国債窓口販売業務取扱開始（自己窓販）  
 8年 信用新オンラインシステム稼動  
 支所閉所による本所集中体制の実現並びに本所1階店  
 舗開設  
 9年 会内LAN稼動  
 10年 当会創立50周年記念式典開催  
 JAバンクの導入  
 11年 投信販売業務取扱開始  
 12年 県内インターネット稼動  
 13年 経営管理委員会制度導入  
 JAグループ貯金1兆254億円達成  
 JAネットバンクサービス開始  
 14年 JAバンク基本方針に基づく「JAバンク岩手県本部」の設置

## 令 和

- 郵便貯金とのATM提携  
 16年 JASTEMシステム稼動（農協系統全国統一オンライン  
 システム）  
 JAバンク岩手ローンセンター開設  
 JAバンク岩手事務集中センター開設  
 17年 決済用貯金取扱開始  
 系統サービス岩手営業所開設  
 セブン銀行とのATM提携  
 18年 新JAカード取扱開始  
 19年 JAいわてグループ経営健全化計画（再発防止策）策定  
 JAバンク岩手農業金融センター開設  
 20年 3地区のJA合併に伴う財務支援の実施  
 21年 自己資本増強の実施  
 農林中央金庫の増資への対応  
 22年 JAバンク岩手年金センター・同人材育成センター開設  
 米戸別所得補償支払いへの対応  
 23年 東日本大震災の発生及び復興支援対応  
 JASTEM次期システム稼動  
 県内JA貯金1兆円達成  
 24年 震災特例支援スキームに基づく、資本注入の対応  
 JAバンク岩手ローンセンターによる特定信用事業代理  
 業の開始  
 25年 CS改善プログラム導入  
 コンビニATM（LANs、e-net）提携  
 26年 県内JA全涉外担当者、全店舗にタブレット端末導入  
 法人JAネットバンクサービス開始  
 JAバンク岩手アカデミー研修施設設置  
 27年 JAバンクでんさいサービス開始  
 夏期・年末キャンペーン「ちよりスでGO！」発売  
 農協改革に伴うJAバンク自己改革を決定  
 28年 中央会・連合会の共通機構として「JAいわてグループ  
 農業担い手サポートセンター」を設置  
 信用事業強化計画の遂行による優先出資の全額消却  
 経営健全化計画の前倒し達成による劣後ローン全額返済  
 29年 JA岩手中央酪の信用事業を譲受  
 定期積金「カナエール」発売  
 30年 「JAいわてグループ経営健全化計画」の達成承認  
 岩手県中小企業家同友会と包括連携協定締結  
 31年 自己資本増強の実施  
 当会創立70周年記念誌発刊

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

**単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）……………ページ**

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| <b>1 概況及び組織に関する事項</b>             |       |
| (1) 業務の運営の組織                      | 6、94  |
| (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名         | 95    |
| (3) 会計監査人の名称                      | 96    |
| (4) 事務所の名称及び所在地                   | 96    |
| (5) 特定信用事業代理業者に関する事項              | 96    |
| <b>2 主要な業務の内容</b>                 |       |
| (1) 主要な業務の内容                      | 26～34 |
| <b>3 主要な業務に関する事項</b>              |       |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況              | 9～14  |
| (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況          | 54    |
| a 経常収益                            |       |
| b 経常利益または経常損失                     |       |
| c 当期剰余金                           |       |
| d 出資金及び出資口数                       |       |
| e 純資産額                            |       |
| f 総資産額                            |       |
| g 貯金等残高                           |       |
| h 貸出金残高                           |       |
| i 有価証券残高                          |       |
| j 単体自己資本比率                        |       |
| k 剰余金の配当の金額                       |       |
| l 職員数                             |       |
| (3) 直近の2事業年度における事業の状況             |       |
| a 主要な業務の状況を示す指標                   | 55～57 |
| b 貯金に関する指標                        | 58    |
| c 貸出金等に関する指標                      | 59～63 |
| d 有価証券に関する指標                      | 64～66 |
| <b>4 業務の運営に関する事項</b>              |       |
| (1) リスク管理の体制                      | 91～92 |
| (2) 法令遵守の体制                       | 84    |
| (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 | 21    |
| (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容             | 89    |
| <b>5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>  |       |
| (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書         |       |
| または損失金処理計算書                       | 36～50 |
| (2) 債権にかかる額及びその合計額                | 62    |
| a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権        |       |
| b 危険債権に該当する債権                     |       |
| c 三月以上延滞債権に該当する債権                 |       |
| d 貸出条件緩和債権に該当する債権                 |       |
| (3) 元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項       | 62    |
| (4) 自己資本の充実の状況                    | 68～82 |
| (5) 取得価額または契約価額、時価及び評価損益          | 64～66 |
| a 有価証券                            |       |
| b 金銭の信託                           |       |
| c デリバティブ取引                        |       |
| d 金融等デリバティブ取引                     |       |
| e 有価証券関連店頭デリバティブ取引                |       |
| (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額            | 63    |
| (7) 貸出金償却の額                       | 63    |
| (8) 会計監査人の監査を受けている旨               | 50    |
| <b>その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）</b> |       |
| 役員等の報酬体系                          | 52～53 |

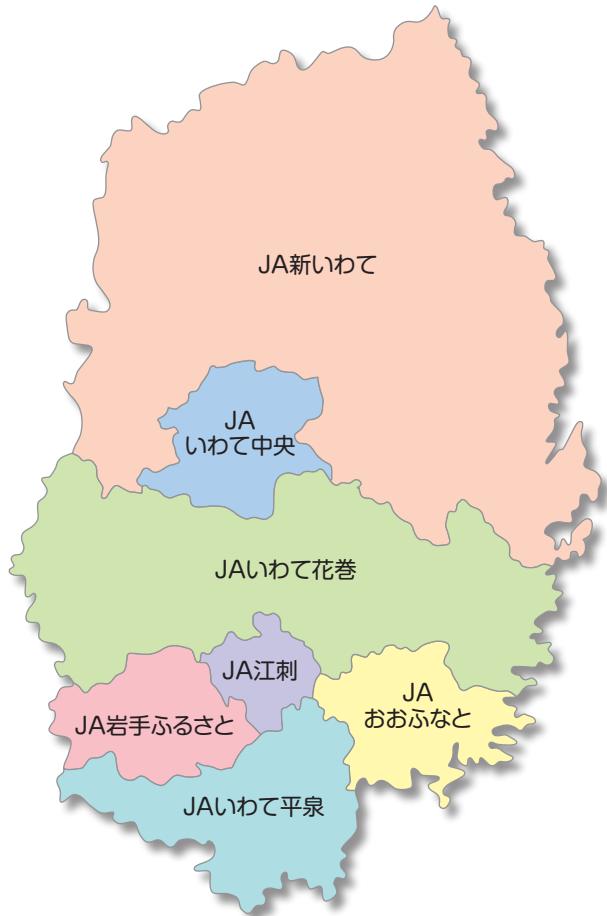
**その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）**

|          |       |
|----------|-------|
| 役員等の報酬体系 | 52～53 |
|----------|-------|

## JAバンク岩手のネットワーク

|            |  |
|------------|--|
| 県内JA数      | 7JA  |
| 店舗数        | 64店舗   |
| 移動店舗車両配置JA | JA新しいわて<br>JAいわて花巻<br>JA岩手ふるさと<br>JAいわて平泉<br>JAおおふなと |

令和5年6月30日現在  
※本所・本店を含み同一建物内の店舗を1とする。



## 様々な情報を満載！ JAバンク岩手の公式サイト

JAバンク岩手の概要や、県内JAのお取扱商品・サービス等といったJAバンク岩手の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンやスマートフォンを利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」など、各種メニューへのリンクも充実しています。

<https://www.jaiwate.or.jp/jabank/>





## JA岩手県信連の現況

JA岩手県信連 総務企画部

〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号

TEL 019-626-8700

URL <https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren>

令和5年7月発行

表紙：レタス畑(岩手町)

